

## はじめに

本報告書は、平成 22 年度における我が国の公的年金の財政状況を取りまとめたものである。

社会保障審議会年金数理部会は、「被用者年金制度の安定性及び公平性の確保に関し、財政再計算時における検証及び毎年度の報告を求めること」、「被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について年金数理的な観点からの検討及び検証」などを行うため設置されている。

年金数理部会では、これまで毎年、公的年金各制度の財政状況について制度所管省に報告を求め、その財政状況を専門的な観点から検討、分析するとともに、財政を見る上で必要となるデータや将来の財政再計算等で考慮すべき事項について指摘してきた。また、昨年 3 月に、平成 21 年に行われた公的年金各制度の財政検証・財政再計算に基づいて、年金制度の安定性、公平性に関して財政検証を行ったところである。これらの内容については、部会議事の公開、報告資料や議事録の厚生労働省ホームページへの掲載等を通じて、その内容を国民に広く提供してきた。

本報告では、各制度からの平成 22 年度の財政状況の報告をもとに、各制度の財政状況を横断的に一覧できるようにわかりやすくまとめた上で、年金財政の複雑な仕組みやその意義、これまでの経緯などの説明とともに、現状分析や平成 21 年財政検証・財政再計算との比較・乖離分析を行った。また、これまでのデータの蓄積を活かし、今年度の特別分析として、2000 年度から 2010 年度までの 10 年間の変化や、複数年度のデータを用いたコーホート分析、といった新たな分析を試みた。

本報告書が公的年金の財政状況理解の一助となり、ひいては年金制度に関する議論に資することができれば幸いである。



## 第1章 公的年金の概要

### 1 公的年金とは

公的年金は、老後を始め、障害や死亡の場合の所得保障を図るものである。現在、その財政は、現役世代の支払った保険料をその時々の高齢者の年金給付に充てるという世代間扶養を基本としつつ、一定の積立金を保有し活用することにより将来世代の負担を緩和する仕組みとなっている。

公的年金は、古くは恩給及び官業共済制度をもととし、いくつかの制度が順次創設され、また統合されてきた。現在は、国民年金（基礎年金）と厚生年金保険（以下、厚生年金という）、さらに国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び私立学校教職員共済制度の3つの共済年金（以下、それぞれ国共済、地共済、私学共済という）からなる。旧社会保障制度審議会に年金数理部会が設置された昭和55年当時には、これら5つの制度の他、船員保険、公共企業体職員共済組合（国鉄共済、専売共済、日本電信電話共済：以下旧三共済という）、農林漁業団体職員共済組合（以下、旧農林年金という）があったが、いずれも厚生年金と統合（船員保険については職務外の年金給付部分）、現在に至っている。

本報告書では、主として、平成7年度からの動きについて見ており、その後に統合があった旧三共済と旧農林年金については、おおむね厚生年金に含めている。なお、国民年金を除く各年金を被用者年金と総称する。

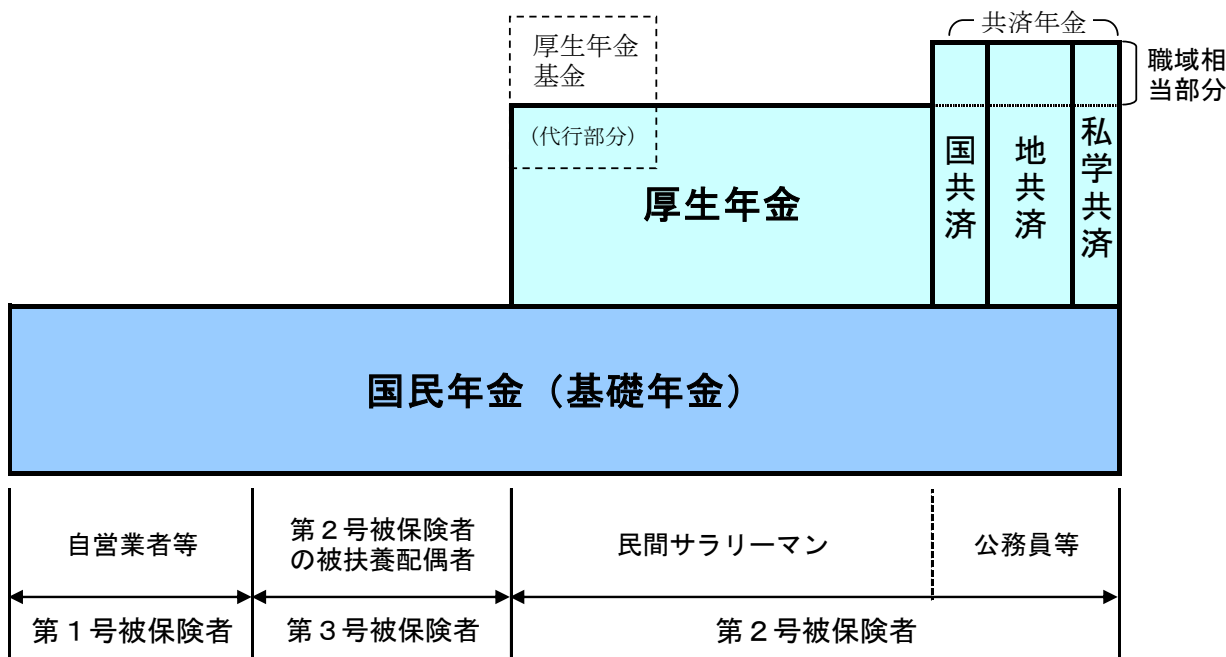
### 2 体系（国民年金と被用者年金との関係）

公的年金の体系は図で示すと、次頁のとおりである（図表1-2-1）。

公的年金のうち国民年金は、全国民共通の「基礎年金」の制度である。被用者年金各制度の被保険者・組合員・加入者（以下、被保険者という）は国民年金の第2号被保険者となり<sup>注</sup>、その被扶養配偶者（20歳以上60歳未満の者に限る。）は同第3号被保険者となる。第2号、第3号被保険者のいずれにも該当しない者、例えば自営業者とその配偶者、家族従業者、無職の者などで20歳以上60歳未満の者は同第1号被保険者となる。そして原則として65歳到達以後、老齢基礎年金を受給する。また、被用者年金制度の被保険者期間を有する者は、当該被用者年金の支給開始年齢到達以後、基礎年金とは別に当該被用者年金も併せて受給する。なお、国民年金には基礎年金以外に寡婦年金や付加年金といった独自給付がある。

注 65歳以上の者にあつては、老齢・退職年金の受給権を有さない者に限られる。

図表 1-2-1 公的年金の体系



注 厚生年金基金は老齢厚生年金の一部を国に代わって支給する（図中「代行部分」）。

### 3 公的年金制度の一元化

我が国の公的年金制度は、それぞれ経緯を持って発足、発展してきた。その後、制度間での制度的、財政的な差異が制度自体の安定性と加入者間の公平性に問題を生じようになり、その対応策として公的年金の一元化が推進されている。1 でみた、制度の統合もその一環である。さらに、平成 16 年財政再計算では、平成 13 年 3 月 16 日付け閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」に従い、国共済と地共済においては財政単位一元化が図られ、私学共済では掛金率を従前よりも前倒しして引き上げていくこととされた。

## 第2章 財政状況

本章では、公的年金各制度の財政収支、被保険者、受給権者、さらに年金扶養比率、総合費用率などの財政指標について、現状及び最近の推移をみる。

### 1 財政収支の現状及び推移

#### (1) 平成22年度の財政収支状況の概況

図表2-1-1は、平成22年度の各制度の決算における財政収支状況を取りまとめたものである。本表は、各制度の決算で基準となっている評価損益を含まない「簿価ベース」の数値で記載しているが、参考として、評価損益を含む「時価ベース<sup>注</sup>」の運用収入や年度末積立金等の数値も併せて掲載している。

最初に、公的年金制度全体の財政状況をみる。

注 「(10)積立金」の項を参照のこと。

#### (公的年金制度全体の収入：保険料収入28.7兆円、国庫・公経済負担11.2兆円等)

平成22年度の公的年金制度全体での収入の内訳をみると、保険料収入が28兆6,854億円、国庫・公経済負担が11兆1,586億円、運用収入が簿価ベースで9,455億円などとなっている。

国共済と地共済の収入には、それぞれ4,265億円、11,611億円の追加費用がある。追加費用とは、年金給付のうち制度発足前の期間である恩給公務員期間等の期間、すなわち基本的には国共済は昭和34年前、地共済は昭和37年前の期間に対応する部分に係る費用を、国又は地方公共団体等が事業主として負担しているものである。

独立行政法人福祉医療機構納付金4,256億円については、旧年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を承継した独立行政法人福祉医療機構が、当該業務で回収した回収金を年金特別会計の厚生年金勘定及び国民年金勘定へ納付したものである。これは、旧年金資金運用基金が解散したことに伴い、事業の廃止に必要となる費用等を平成17年度に厚生年金、国民年金が支出したことに対応して、18年度以降、年金住宅融資回収金等が収入となっているものである。

また、厚生年金には、6兆3,431億円の「積立金より受入」がある。これは、平成16年年金制度改正以降、積立金を活用する有限均衡方式での財政運営となっていることから、当年度の年金保険事業の事業運営上の財源に充てるため必要があるときには、あらかじめ積立金からの繰入を当年度の予算に計上することで財源を確保

第2章◆財政状況

図表 2-1-1 財政収支状況 -平成22年度-

区 分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金		合計	公的年金 制度全体
					国民年金 勘定	基礎年金 勘定		
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
<b>収入総額</b> 簿価ベース	404,056	20,612	54,862	5,061	47,050	230,026	761,666	495,263
保険料収入	227,252	10,298	29,167	3,419	16,717	-	286,854	286,854
国庫・公経済負担	84,326	2,702	6,630	1,030	16,898	-	111,586	111,586
追加費用	-	4,265	11,611	-	-	-	15,875	15,875
運用収入 簿価ベース	2,518	1,695	4,717	428	3	93	9,455	9,455
(再掲 年金積立金管理運用独立行政法人納付金)	(2,503)				(-)		(2,503)	(2,503)
基礎年金交付金	18,825	1,130	2,572	102	13,040	-	35,669	②
国共済組合連合会等拠出金収入	280	-	-	-	-	-	280	④
財政調整拠出金収入	-	482	-	-	-	-	482	③
職域等費用納付金	2,334	-	-	-	-	-	2,334	2,334
解散厚生年金基金等徴収金	93	-	-	-	-	-	93	93
基礎年金拠出金収入	-	-	-	-	-	210,854	210,854	①
独立行政法人福祉医療機構納付金	4,033	-	-	-	223	-	4,256	4,256
積立金より受入	63,431	-	-	-	-	-	63,431	63,431
その他	964	41	166	81	168	19,078	20,497	※ 1,379
<b>支出総額</b>	401,151	22,448	60,459	5,051	44,658	205,369	739,135	491,743
給付費	240,092	16,817	45,433	2,671	13,386	169,696	488,095	488,095
基礎年金拠出金	159,880	5,325	13,761	2,051	29,836	-	210,854	①
年金保険者拠出金	-	23	67	190	-	-	280	④
基礎年金相当給付費(基礎年金交付金)	-	-	-	-	-	35,669	35,669	②
財政調整拠出金	-	-	482	-	-	-	482	③
その他	1,178	282	716	139	1,436	4	3,755	3,648
<b>収支残</b> 簿価ベース	2,905	△ 1,835	△ 5,597	10	2,392	24,657	22,531	3,521
<b>年度末積立金</b> 簿価ベース	1,134,604	81,822	383,658	34,083	77,333	7,246	1,718,746	1,718,746
<b>年度末積立金の 対前年度増減額</b> 簿価ベース	△ 60,448	△ 1,835	△ 5,597	10	2,511	-	△ 65,359	△ 65,359
(参考)								
<b>運用収入</b> 時価ベース	△ 3,069	979	△ 145	52	△ 194	93	△ 2,284	△ 2,284
<b>年度末積立金</b> 時価ベース	1,141,532	80,942	366,356	33,733	77,394	7,246	1,707,203	1,707,203
<b>年度末積立金の 対前年度増減額</b> 時価ベース	△ 66,036	△ 2,288	△ 9,805	△ 230	2,314	-	△ 76,044	△ 76,044

注1 厚生年金・国民年金の簿価ベースの運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金を加えたものを計上している。

注2 厚生年金・国民年金の時価ベースの運用収入は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。また、国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用収入は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、参考値である。

注3 基礎年金拠出金収入、国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。

注4 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものである。

注5 厚生年金の収支状況は、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注6 公的年金制度全体では、公的年金制度全体としての財政収支状況をとらえるため、公的年金制度内でのやりとり(①～④及びその他のうち年金保険者拠出金に係る還付金分107億円)について収入・支出両面から除いている。また、単年度の財政収支状況をとらえるため、収入のその他(※)は、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」19,011億円を除いたものである。

図表 2-1-2 財政収支状況 —平成 22 年度—

区分	公的年金 制度全体	合計
	億円	億円
<b>収入総額（簿価ベース）</b>	<b>495,263</b>	<b>761,666</b>
保険料収入	286,854	286,854
国庫・公経済負担	111,586	111,586
追加費用	15,875	15,875
運用収入（簿価ベース）	9,455	9,455
基礎年金交付金	② 35,669	
国共済組合連合会等拠出金収入	④ 280	
財政調整拠出金収入	③ 482	
職域等費用納付金	2,334	2,334
解散厚生年金基金等徴収金	93	93
基礎年金拠出金収入	① 210,854	
独立行政法人福祉医療機構納付金	4,256	4,256
積立金より受入	63,431	63,431
その他	※ 1,379	20,497
<b>支出総額</b>	<b>491,743</b>	<b>739,135</b>
給付費	488,095	488,095
基礎年金拠出金	① 210,854	
年金保険者拠出金	④ 280	
基礎年金相当給付費（基礎年金交付金）	② 35,669	
財政調整拠出金	③ 482	
その他	3,648	3,755

収入 注		億円
基礎年金拠出金（特別国庫負担分を除く）		208,289
特別国庫負担		2,565
<b>計（拠出金等収入）</b>		<b>210,854</b>

支出 注		億円
基礎年金給付費		169,696
基礎年金相当給付費		35,669
<b>支出総額</b>		<b>205,365</b>

参考 22年度分確定額		億円
基礎年金拠出金（特別国庫負担分を除く）		196,401
特別国庫負担		3,300
<b>計</b>		<b>199,701</b>
基礎年金給付費		169,658
基礎年金相当給付費		30,043
<b>計</b>		<b>199,701</b>

①②③④の項目は、合計で見ると収入・支出間で相殺されており、公的年金制度全体の財政には影響しないことから、公的年金制度全体の財政収支状況をみる場合は、これらの項目を収入・支出両面から除いている。

- ①各制度から基礎年金勘定へ
- ②基礎年金勘定から各制度へ〔基礎年金相当給付費に充てられる〕
- ③国共済と地共済の両制度間における財政調整拠出金
- ④旧三公社共済年金統合に伴う各共済年金から厚生年金への支援

注 上は、前々年度に係る精算額と当年度の概算値（翌々年度に精算）の合計をもととする決算上の額である。そのため、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の計が、基礎年金拠出金と特別国庫負担の計と一致しない。

図表 2-1-2 の補足 （矢印で示されている項目間の関係について）

収入項目にある「基礎年金交付金」は、国民年金（基礎年金勘定）から各被用者年金と国民年金（国民年金勘定）に交付又は繰り入れられるもので、昭和 60 年改正前の旧法による年金の給付に要する費用のうち基礎年金に相当する給付に要する費用に充てられるものである。旧法年金の給付費のうち基礎年金相当とされる部分は、「基礎年金相当給付費」または「みなし基礎年金給付費」と呼ばれる。この「基礎年金相当給付費」と（新法）基礎年金の給付に要する費用である「基礎年金給付費」の合計から「特別国庫負担」を除いた分を、被用者年金各制度と国民年金が分担して負担する注。支出項目にある「基礎年金拠出金」がその分担分である。

注 分担額を決める仕組みは、用語解説「基礎年金拠出金」の項を参照のこと。

また、収入項目にある「国共済組合連合会等拠出金収入」と、支出項目にある「年金保険者拠出金」は、旧三公社共済年金が平成 9 年度に厚生年金に統合されたことに伴い、共済年金各制度が厚生年金に対して行うことになった拠出に関する項目である。共済年金各制度が厚生年金に納付する額が「年金保険者拠出金」、厚生年金の受ける額が「国共済組合連合会等拠出金収入」である。

することとし、「積立金より受入」という収入項目を立てているものである。当年度の給付等の支出を支障なく行うという事業運営の観点から必要な項目であるが、年金財政の観点からみる際には収入から除外するのが適当である。

基礎年金拠出金収入 21 兆 854 億円は、各制度の支出項目である基礎年金拠出金に対応して、受け入れ側の国民年金（基礎年金勘定）の収入項目となっているもので、公的年金制度の合計で見ると、収入・支出の双方に同額が計上され、財政的には相殺されている。同様に、収入項目の基礎年金交付金 3 兆 5,669 億円、国共済組合連合会等拠出金収入 280 億円、財政調整拠出金収入 482 億円に対して、それぞれ支出項目の基礎年金相当給付費（みなし基礎年金給付費）、年金保険者拠出金、財政調整拠出金に対応しており、公的年金制度の合計ではそれぞれ相殺されている。また、平成 22 年度については年金保険者拠出金に係る還付金 107 億円（その他に計上）が発生しており、これも公的年金制度内で相殺関係にある。

したがって、公的年金制度全体の財政収支状況をみる場合には、公的年金制度内でのやりとりであるこれらの項目を収入・支出両面から除いている（図表 2-1-2）。また、単年度の財政収支状況をとらえるため、収入のその他には、基礎年金勘定の前年度剰余金受入 1 兆 9,011 億円を除いた額を計上している。

こうした考え方に基づいて算出した公的年金制度全体の収入総額は、簿価ベースで 49 兆 5,263 億円である。ただし、この中には、厚生年金の「積立金より受入」（総額 6 兆 3,431 億円）が含まれていることに留意が必要である。

#### （公的年金制度全体の支出：年金給付費 48.8 兆円等）

一方、平成 22 年度の公的年金制度全体での支出は、給付費 48 兆 8,095 億円などとなっている。

給付費のうち、被用者年金各制度及び国民年金勘定の給付費には、その一部として基礎年金相当給付費が含まれており、これと基礎年金勘定の給付費である基礎年金給付費がいわゆる 1 階部分にあたる給付費となる。また、各制度が拠出した基礎年金拠出金、年金保険者拠出金、基礎年金相当給付費（いずれも公的年金制度全体では対応する収入項目と相殺関係にある。）は、他制度の収入として受け入れられた後、最終的には公的年金制度の給付費の一部として支出される（図表 2-1-2）。

前述の考え方に基づいて算出した公的年金制度全体の支出総額は、49 兆 1,743 億円となっている。



(公的年金制度全体の積立金：簿価ベースで 171.9 兆円、時価ベースで 170.7 兆円)

公的年金制度全体の平成 22 年度末の積立金は、簿価ベースで 171 兆 8,746 億円、時価ベースで 170 兆 7,203 億円となっている。なお、この積立金には、厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。

(公的年金制度全体の年度末積立金の対前年度増減額)

年度末積立金の対前年度増減額は、簿価ベースで 6 兆 5,359 億円の減、時価ベースで 7 兆 6,044 億円の減となっている。

## (2) 平成 22 年度の単年度収支状況

図表 2-1-3 は、年金数理部会が公的年金制度の財政状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析した平成 22 年度の単年度収支状況である。経済状況を反映して運用収入の変動が大きくなっているため、「運用損益分を除いた単年度収支残」と「運用による損益」の 2 つに分けて分析している。

ここで、運用損益分を除いた単年度収支残については、収入においては「運用収入」、厚生年金・国民年金（国民年金勘定）の「積立金より受入」、国民年金（基礎年金勘定）の「前年度剰余金受入」を除き、支出においては国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を「その他」から除いて算出している。

公的年金制度全体の平成 22 年度の運用損益分を除いた単年度の収入総額は 42 兆 2,377 億円、単年度の支出総額は、49 兆 688 億円、収支残は 6 兆 8,311 億円のマイナスとなっている。この「運用損益分を除いた単年度収支残」6 兆 8,311 億円のマイナスに加え、運用による損益が時価ベースで 2,284 億円のマイナスとなっており、公的年金制度全体の時価ベースの年度末積立金は、対前年度で 7 兆 6,044 億円減の 170 兆 7,203 億円となった。

制度別にみると、運用損益分を除いた単年度収支残は、被用者年金でマイナス、国民年金でプラス、運用による損益（時価ベース）は厚生年金、地共済、国民年金でマイナス、他制度でプラスとなっている。結果として、時価ベースの年度末積立金は、被用者年金で減少する一方で、国民年金では増加している。

第2章◆財政状況

図表 2-1-3 単年度収支状況 -平成22年度-

【年金数理部会が年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもの】

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金		合計	公的年金 制度全体
					国民年金 勘定	基礎年金 勘定		
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
<b>収入</b>								
総額	338,107	18,917	50,146	4,632	47,046	210,922	669,770	422,377
保険料収入	227,252	10,298	29,167	3,419	16,717	-	286,854	286,854
国庫・公経済負担	84,326	2,702	6,630	1,030	16,898	-	111,586	111,586
追加費用	-	4,265	11,611	-	-	-	15,875	15,875
基礎年金交付金	18,825	1,130	2,572	102	13,040	-	35,669	②
国共済組合連合会等拠出金収入	280	-	-	-	-	-	280	④
財政調整拠出金収入	-	482	-	-	-	-	482	③
職域等費用納付金	2,334	-	-	-	-	-	2,334	2,334
解散厚生年金基金等徴収金	93	-	-	-	-	-	93	93
基礎年金拠出金収入	-	-	-	-	-	210,854	210,854	①
独立行政法人福祉医療機構納付金	4,033	-	-	-	223	-	4,256	4,256
その他	964	41	166	81	168	67	1,487	1,379
<b>支出</b>								
総額	401,151	22,184	59,806	4,914	44,658	205,369	738,081	490,688
給付費	240,092	16,817	45,433	2,671	13,386	169,696	488,095	488,095
基礎年金拠出金	159,880	5,325	13,761	2,051	29,836	-	210,854	①
年金保険者拠出金	-	23	67	190	-	-	280	④
基礎年金相当給付費(基礎年金交付金)	-	-	-	-	-	35,669	35,669	②
財政調整拠出金	-	-	482	-	-	-	482	③
その他	1,178	18	63	2	1,436	4	2,700	2,593
<b>運用損益分を除いた単年度収支残</b>	<b>△ 63,044</b>	<b>△ 3,266</b>	<b>△ 9,660</b>	<b>△ 282</b>	<b>2,388</b>	<b>5,553</b>	<b>△ 68,311</b>	<b>△ 68,311</b>
<b>運用による損益 時価ベース</b>	<b>△ 3,069</b>	<b>979</b>	<b>△ 145</b>	<b>52</b>	<b>△ 194</b>	<b>93</b>	<b>△ 2,284</b>	<b>△ 2,284</b>
<b>年度末積立金の 時価ベース 対前年度増減額</b>	<b>△ 66,036</b>	<b>△ 2,288</b>	<b>△ 9,805</b>	<b>△ 230</b>	<b>2,314</b>	<b>-</b>	<b>△ 76,044</b>	<b>△ 76,044</b>
<b>年度末積立金 時価ベース</b>	<b>1,141,532</b>	<b>80,942</b>	<b>366,356</b>	<b>33,733</b>	<b>77,394</b>	<b>7,246</b>	<b>1,707,203</b>	<b>1,707,203</b>

- 注1 「単年度収支状況」は、公的年金制度の財政状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したもので、収入では「運用収入」、厚生年金・国民年金(国民年金勘定)の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除き、支出では国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を「その他」から除いて算出しており、収入総額と支出総額の差を「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。
- 公的年金制度は積立金を活用する有限均衡方式で財政運営を行っており、厚生年金・国民年金(国民年金勘定)の事業運営では、必要がある年度については、あらかじめ「積立金より受入」を予算計上して財源を確保し、当年度の給付等の支出を支障なく行うようにしているため、本表の単年度収支残は、事業運営の結果を示す決算の収支残とは異なるものである。
- 注2 厚生年金・国民年金の時価ベースの運用損益は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。また、国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用損益は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、参考値である。
- 注3 基礎年金拠出金収入、国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。
- 注4 基礎年金勘定の収入のその他には、前年度剰余金受入(19,011億円)を除いた額を計上している。
- 注5 国共済・地共済・私学共済の支出のその他には、有価証券売却損等の費用を除いた額を計上している。
- 注6 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものである。
- 注7 厚生年金の収支状況は、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
- 注8 公的年金制度全体では、公的年金制度全体としての財政収支状況をとらえるため、公的年金制度内でのやりとり(①～④及びその他のうち年金保険者拠出金に係る還付金分107億円)について収入・支出両面から除いている。

## (3) 保険料収入 ー厚生年金、私学共済で増加ー

平成22年度の保険料収入は、厚生年金22兆7,252億円、国共済1兆298億円、地共済2兆9,167億円、私学共済3,419億円、国民年金1兆6,717億円であった(図表2-1-4)。

保険料収入の推移をみると、平成22年度には、国共済が△0.3%、地共済が△1.1%、国民年金が△1.4%と減少した一方、厚生年金が2.2%、私学共済が3.6%増加し、公的年金制度全体では、対前年度で1.5%増の28兆6,854億円となった。

厚生年金、私学共済では、平成22年度中に保険料率が引き上げられた(図表2-1-5)ことが、保険料収入増加の大きな要因となっている。また、私学共済では、被保険者数の増加による標準報酬総額の増加も影響している。

一方、国共済、地共済は、保険料率が引き上げられたものの、1人当たり標準報酬額の減少等により標準報酬総額が減少したため、保険料収入が減少した。国民年金も保険料の引上げという増加要因があったが、被保険者数の減少等の影響が大きく、保険料収入が減少している

図表2-1-4 保険料収入の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	186,933	4,209	3,153	9,066	27,437	2,066	232,864	18,251	251,116
12	200,512		3,289	10,206	29,882	2,351	246,240	19,678	265,919
17	200,584			10,290	30,099	2,789	243,762	19,480	263,242
18	209,835			10,333	30,312	2,918	253,397	19,038	272,435
19	219,691			10,350	30,358	3,049	263,448	18,582	282,029
20	226,905			10,432	30,188	3,190	270,716	17,470	288,186
21	222,409			10,327	29,499	3,299	265,534	16,950	282,483
22	227,252			10,298	29,167	3,419	270,137	16,717	286,854
対前年度増減率 (%)									
17	3.1			0.7	1.2	4.1	2.8	0.6	2.6
18	4.6			0.4	0.7	4.6	4.0	△2.3	3.5
19	4.7			0.2	0.2	4.5	4.0	△2.4	3.5
20	3.3			0.8	△0.6	4.6	2.8	△6.0	2.2
21	△2.0			△1.0	△2.3	3.4	△1.9	△3.0	△2.0
22	2.2			△0.3	△1.1	3.6	1.7	△1.4	1.5

注 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

図表 2-1-5 公的年金各制度の保険料（率）

年度	厚生年金				国共済	地共済	私学共済	国民年金
	日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ産業	農林年金				
平成7	16.5	19.59 (4月)	16.26	19.07	17.44	15.84	12.8 (4月)	11,700 (4月)
8	17.35 (10月)	20.09 (10月)	17.21 (10月)	19.92 (10月)	18.39 (10月)	16.56 (12月)	↓	12,300 (4月)
9	↓	↓	17.35 (4月)	↓	↓	↓	13.3 (4月)	12,800 (4月)
10	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	13,300 (4月)
11	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
12	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
13	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
14	注5 ↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
15	13.58 (4月)	15.69 (4月)	13.58 (4月)	15.55 (4月)	14.38 (4月)	12.96 (4月)	10.46 (4月)	↓
16	13.934 (10月)	↓	13.934 (10月)	↓	14.509 (10月)	13.384 (10月)	↓	↓
17	14.288 (9月)	↓	14.288 (9月)	↓	15.058 (9月)	13.738 (9月)	10.814 (4月)	13,580 (4月)
18	14.642 (9月)	↓	14.642 (9月)	↓	15.412 (9月)	14.767 (9月)	11.168 (4月)	13,860 (4月)
19	14.996 (9月)	↓	14.996 (9月)	↓	15.766 (9月)	14.896 (9月)	11.522 (4月)	14,100 (4月)
20	15.350 (9月)	↓	15.350 (9月)	↓	16.120 (9月)	14.800 (9月)	11.876 (4月)	14,410 (4月)
					15.350 (10月)			
21	15.704 (9月)	15.704 (9月)	15.704 (9月)	15.704 (9月)	15.154 (9月)	15.154 (9月)	12.230 (4月)	14,660 (4月)
22	16.058 (9月)	16.058 (9月)	16.058 (9月)	16.058 (9月)	15.508 (9月)	15.508 (9月)	12.584 (4月)	15,100 (4月)
23	16.412 (9月)	16.412 (9月)	16.412 (9月)	16.412 (9月)	15.862 (9月)	15.862 (9月)	12.938 (4月)	15,020 (4月)

注1 ( )内は改定月である。  
 注2 被用者年金各制度の平成15年3月までの保険料率は標準報酬月額ベース、平成15年4月以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍を掲げた。  
 注3 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済年金は、平成9年4月に厚生年金保険に統合された（網掛け）。  
 注4 農林年金は平成14年4月に厚生年金保険に統合された（網掛け）。  
 注5 厚生年金の被保険者のうち坑内員及び船員の保険料率は平成23年9月時点で16.944%である。

(4) 国庫・公経済負担 —被用者年金で増加—

平成22年度の国庫・公経済負担は、厚生年金8兆4,326億円、国共済2,702億円、地共済6,630億円、私学共済1,030億円、国民年金1兆6,898億円であった（図表2-1-6）。

図表 2-1-6 国庫・公経済負担の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金	旧三共済						
平成7	28,295	688	525	988	2,602	294	33,393	11,846	45,238
12	37,209		580	1,315	3,346	404	42,853	13,637	56,489
17	45,394			1,589	3,828	537	51,348	17,020	68,368
18	48,285			1,622	3,958	557	54,423	17,971	72,394
19	51,659			1,720	4,427	605	58,411	18,436	76,847
20	54,323			1,747	4,630	637	61,337	18,558	79,895
21	77,983			2,464	6,368	925	87,739	20,554	108,293
22	84,326			2,702	6,630	1,030	94,687	16,898	111,586

対前年度増減率(%)

17	6.1			4.1	0.9	7.6	5.6	11.8	7.1
18	6.4			2.1	3.4	3.8	6.0	5.6	5.9
19	7.0			6.0	11.8	8.6	7.3	2.6	6.2
20	5.2			1.6	4.6	5.2	5.0	0.7	4.0
21	43.6			41.0	37.5	45.2	43.0	10.8	35.5
22	8.1			9.7	4.1	11.3	7.9	△17.8	3.0

注 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

ここで、国庫・公経済負担とは、

○基礎年金拠出金の2分の1（従来の3分の1から、平成16年度以降順次引き上げられ、平成21年度に完全に引上げ）に相当する額

○国民年金が発足した昭和36年4月より前の期間（恩給公務員期間等は除く。）に係る給付に要する費用の一定割合（厚生年金は20%、国共済・地共済は15.85%、私学共済・旧農林年金は19.82%）に相当する額

などについて、国庫又は地方公共団体等が負担している額<sup>注1</sup>のことである。また、国民年金においては、国民年金保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付費、20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費などにも国庫が負担する部分<sup>注2</sup>がある。

注1 用語解説の補足を参照のこと。

注2 用語解説「特別国庫負担」の項を参照のこと。

国庫・公経済負担の推移をみると、各制度とも総じて増加してきている。国庫・公経済負担の多くは基礎年金拠出金に係るものであり、基礎年金給付費の増加を反映して基礎年金拠出金が増加していることが、国庫・公経済負担の増加に寄与している。これに加え、平成16年度以降は基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げが大きな増加要因となっており、特に平成21年度は、基礎年金の国庫・公経済負担割合が2分の1に完全に引き上げられたため、各制度とも大幅に増加した(図表2-1-7)。

図表 2-1-7 基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げ

年度	基礎年金の国庫・公経済負担割合 ①	①欄で*を付した額の内訳						
		公的年金 制度全体 (うち国庫)	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
平成		億円	億円	億円	億円	億円	億円	
16	1/3 + 296億円*	296	(272)	206	8	21	3	58
17	1/3 + 11/1000 + 1,192億円*	1,192	(1,101)	822	30	82	10	248
18	1/3 + 25/1000							
19	1/3 + 32/1000							
20	1/3 + 32/1000							
21～	1/2							

注 基礎年金の国庫・公経済負担には、地方公共団体等の負担を含む。

平成22年度は、基礎年金拠出金(決算ベース)が国民年金で大きく減少する一方、被用者年金各制度で増加しており、国庫・公経済負担も同様の動きとなっている。

この決算ベースの基礎年金拠出金は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計であるが、平成22年度は、概算額算出に用いる国民年金の納付率の変更（21年度まで：80%→22年度：62%）により、各制度の算定対象者割合が変化したことで、概算額が国民年金で減少し他制度で増加した。この平成22年度特有の動きに加え、20年度に係る精算額も国民年金でマイナス、他制度でプラスとなっており、基礎年金拠出金全体の増減に寄与している。なお、平成24年度以降は、納付率の違いに係る精算分が小さくなるため、より確定値ベースに近くなると考えられる。

(5) 追加費用

平成22年度の追加費用<sup>注</sup>は、国共済4,265億円、地共済11,611億円であった（図表2-1-8）。追加費用の推移をみると、国共済、地共済ともに、基本的には減少傾向にある。

追加費用は、平成20年度に国共済17.6%減、地共済12.5%減と大きく減少し、20年度、21年度ともに例年に比べ額が小さくなっているが、これは、当時国会に提出されていた被用者年金一元化法案に従って、追加費用が削減されることを前提とした予算が組まれたため、実際に受け入れた追加費用の額も減少したものである。その反動として、平成20年度の精算が行われた平成22年度の追加費用は、国共済が27.1%、地共済が20.2%と大きく増加した。

注 追加費用とは、両制度からの給付のうち制度発足前の恩給公務員期間等に係る部分に要する費用に相当する。現行の国共済、地共済制度の発足までは、これらの費用については、恩給公務員期間は全額を、旧令共済期間については後発債務部分を、国や地方公共団体等が負担していた。国共済、地共済制度の発足に際して、これらの期間相当分の給付についても新しい制度の給付と通算して給付することとされたが、その費用負担としては、これらの期間の雇用主であった国・地方公共団体等が、将来における給付発生の都度支払う方法が採られた。このため、現在も毎年度、国又は地方公共団体等が当該給付分を追加費用として負担している。

図表2-1-8 追加費用の推移

年度	国共済	地共済	計	対前年度増減率		
				国共済	地共済	計
平成	億円	億円	億円	%	%	%
7	6,060	15,559	21,619			
12	5,612	14,756	20,368			
17	4,702	11,896	16,599	△ 4.4	△ 4.6	△ 4.5
18	4,569	11,344	15,914	△ 2.8	△ 4.6	△ 4.1
19	4,294	10,794	15,088	△ 6.0	△ 4.9	△ 5.2
20	3,538	9,445	12,982	△ 17.6	△ 12.5	△ 14.0
21	3,357	9,658	13,015	△ 5.1	2.3	0.3
22	4,265	11,611	15,875	27.1	20.2	22.0

## (6) 運用収入

平成22年度の運用収入は、簿価ベースで、厚生年金2,518億円、国共済1,695億円、地共済4,717億円、私学共済428億円、国民年金3億円であった(図表2-1-9)。

一方、時価ベースでは、厚生年金△3,069億円、国共済979億円、地共済△145億円、私学共済52億円、国民年金△194億円となっている。

図表2-1-9 運用収入の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金制 度全体
	旧三共済	旧農林年金	国民年金 勘定					基礎年金 勘定		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	55,268	1,067	875	3,463	11,543	1,056	73,273	3,184	767	77,223
12	43,067	698		2,499	9,328	875	56,466	2,828	304	59,598
17	18,298 [91,893]			2,423 [4,647]	13,604 [32,363]	1,359 [1,903]	35,684 [130,806]	1,357 [6,451]	83	37,124 [137,340]
18	25,708 [42,790]			2,607 [2,503]	15,645 [13,769]	1,250 [1,416]	45,209 [60,478]	1,965 [2,879]	115	47,289 [63,472]
19	16,582 [△ 48,705]			2,789 [△ 479]	11,966 [△ 14,259]	873 [△ 1,237]	32,211 [△ 64,679]	1,113 [△ 3,073]	169	33,492 [△ 67,583]
20	17,682 [△ 87,252]			1,712 [△ 3,356]	5,242 [△ 26,799]	513 [△ 2,572]	25,149 [△ 119,979]	1,093 [△ 5,924]	172	26,414 [△ 125,731]
21	50 [86,258]			1,508 [4,385]	5,014 [24,130]	440 [2,542]	7,013 [117,316]	3 [5,296]	126	7,142 [122,737]
22	2,518 [△ 3,069]			1,695 [979]	4,717 [△ 145]	428 [52]	9,358 [△ 2,183]	3 [△ 194]	93	9,455 [△ 2,284]
対前年度増減率 (%)										
17	13.5 [148.8]			14.9 [102.8]	80.6 [165.3]	84.3 [72.5]	34.6 [149.0]	30.1 [143.1]	0.6	34.4 [148.5]
18	40.5 [△ 53.4]			7.6 [△ 46.1]	15.0 [△ 57.5]	△ 8.0 [△ 25.6]	26.7 [△ 53.8]	44.7 [△ 55.4]	38.2	27.4 [△ 53.8]
19	△ 35.5 [△ 213.8]			7.0 [△ 119.1]	△ 23.5 [△ 203.6]	△ 30.2 [△ 187.4]	△ 28.8 [△ 206.9]	△ 43.4 [△ 206.7]	47.0	△ 29.2 [△ 206.5]
20	6.6 [79.1]			△ 38.6 [601.1]	△ 56.2 [88.0]	△ 41.3 [108.0]	△ 21.9 [85.5]	△ 1.8 [92.8]	1.9	△ 21.1 [86.0]
21	△ 99.7 [△ 198.9]			△ 11.9 [△ 230.7]	△ 4.4 [△ 190.0]	△ 14.2 [△ 198.8]	△ 72.1 [△ 197.8]	△ 99.7 [△ 189.4]	△ 27.0	△ 73.0 [△ 197.6]
22	4,889.9 [△ 103.6]			12.4 [△ 77.7]	△ 5.9 [△ 100.6]	△ 2.7 [△ 98.0]	33.4 [△ 101.9]	4.6 [△ 103.7]	△ 25.7	32.4 [△ 101.9]

注1 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

注2 平成17年度以降の厚生年金・国民年金の簿価ベースの運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(17年度は年金資金運用基金納付金)を加えたものを計上している。

注3 []内は、時価ベースである。

注4 厚生年金・国民年金の時価ベースは、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人(17年度以前は旧年金資金運用基金)における市場運用分の運用実績の時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注5 国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用収入は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計しており、参考値である。

なお、厚生年金及び国民年金では、年金積立金管理運用独立行政法人(平成17年度までは旧年金資金運用基金)が厚生労働大臣から寄託された積立金を管理・運用し、その運用収益を国庫(年金特別会計)に納付する仕組みとなっている。厚生年金及び国民年金の簿価ベースの運用収入は、この国庫納付金(年金積立金管理運用

独立行政法人納付金)と特別会計の運用収入(財政融資資金への預託金の利子収入)を加えたものが計上されている。なお、平成21年度以降の厚生年金、国民年金については、積立金のうち旧大蔵省資金運用部に預託されていた分が20年度までにすべて満期償還が完了し、これに係る預託金利子収入がなくなったことから、簿価ベースの運用収入は年金積立金管理運用独立行政法人納付金がほとんどになっている。

(7) 運用利回り

平成22年度の運用利回りをみると(図表2-1-10)、簿価ベースでは、国共済が1.76%、地共済が1.06%、私学共済が0.86%となっている。

また、時価ベースでは、厚生年金が△0.26%、国共済が1.21%、地共済が△0.04%、私学共済が0.16%、国民年金が△0.25%であった。

図表2-1-10 運用利回りの推移

年度	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
		旧農林年金				
	%	%	%	%	%	%
平成7	5.24	4.92	4.97	4.23	4.60	4.90
12	3.22	3.55	3.01	2.61	2.99	2.98
17	… [6.82]		2.43 [5.36]	3.59 [8.44]	4.16 [5.78]	… [6.88]
18	… [3.10]		3.02 [2.79]	4.02 [3.36]	3.76 [4.07]	… [3.07]
19	… [△ 3.54]		3.18 [△ 0.53]	3.02 [△ 3.42]	3.14 [△ 2.81]	… [△ 3.38]
20	… [△ 6.83]		1.20 [△ 3.89]	0.85 [△ 6.79]	△ 0.23 [△ 7.62]	… [△ 7.29]
21	… [7.54]		1.50 [5.52]	1.05 [6.73]	△ 0.55 [8.27]	… [7.48]
22	… [△ 0.26]		1.76 [1.21]	1.06 [△ 0.04]	0.86 [0.16]	… [△ 0.25]

注1 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

注2 []内は、時価ベースである。

注3 厚生年金・国民年金の「時価ベース」は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人(17年度以前は旧年金資金運用基金)における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注4 国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用利回りは、時価ベースの運用収入(参考値)を基にした修正総合利回りを計上している。



## (8) 給付費 ー被用者年金、基礎年金で増加ー

平成22年度の給付費は、厚生年金24兆92億円、国共済1兆6,817億円、地共済4兆5,433億円、私学共済2,671億円、国民年金の国民年金勘定1兆3,386億円、基礎年金勘定16兆9,696億円であった(図表2-1-11)。

給付費の推移をみると、被用者年金では、私学共済の伸びが高い傾向が続いている。平成22年度には、厚生年金が0.7%増、国共済が0.3%増、地共済が1.7%増、私学共済が3.5%増となっており、各制度とも増加している。

国民年金では、基礎年金勘定で大幅な増加が続いており、平成22年度では若干鈍化したものの3.3%の増加となっている。

一方、国民年金勘定では平成22年度で9.4%減となっており、一貫して減少傾向が続いている。これは、国民年金勘定の給付費が主に旧法国民年金の老齢年金の給付費であるからである。

図表2-1-11 給付費の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金	国民年金 勘定					基礎年金 勘定		
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成7	150,413	13,040	3,376	16,005	38,176	1,538	222,547	32,193	41,695	296,435
12	191,544	3,854		16,800	41,430	1,942	255,569	26,454	84,774	366,798
17	220,794			16,693	42,915	2,310	282,712	19,527	126,386	428,625
18	223,491			16,686	43,149	2,375	285,701	18,149	134,909	438,759
19	224,059			16,734	43,503	2,441	286,736	16,862	144,618	448,217
20	226,870			16,736	43,917	2,508	290,032	15,779	154,458	460,269
21	238,467			16,775	44,694	2,579	302,515	14,773	164,269	481,557
22	240,092			16,817	45,433	2,671	305,013	13,386	169,696	488,095
対前年度増減率(%)										
17	2.1			△ 0.5	0.3	2.6	1.7	△ 6.5	7.0	2.8
18	1.2			△ 0.0	0.5	2.8	1.1	△ 7.1	6.7	2.4
19	0.3			0.3	0.8	2.8	0.4	△ 7.1	7.2	2.2
20	1.3			0.0	1.0	2.7	1.1	△ 6.4	6.8	2.7
21	5.1			0.2	1.8	2.8	4.3	△ 6.4	6.4	4.6
22	0.7			0.3	1.7	3.5	0.8	△ 9.4	3.3	1.4

注 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

(9) 運用損益分を除いた単年度収支残

平成22年度の運用損益分を除いた単年度収支残は、厚生年金が6兆3,044億円のマイナス、国共済が3,266億円のマイナス、地共済が9,660億円のマイナス、私学共済が282億円のマイナス、国民年金勘定が2,388億円のプラス、基礎年金勘定が5,553億円のプラスとなっている（図表2-1-12）。

被用者年金各制度では、近年マイナスの状況が続いており、この分を積立金の活用などで賄っていることになる。平成22年度は、特に厚生年金でマイナス額が大きかった。一方、国民年金は、これまでのマイナスの状況から平成22年度にプラスの状況に転じており、国庫・公経済負担割合の2分の1への引上げ等が財政状況を好転させているものと考えられる。

なお、公的年金制度の財政運営は運用収入分も見込んだ上で行われていることから、運用損益分を除いた単年度収支残のマイナスがそのまま財政状況の悪化を示すものではなく、財政検証・財政再計算において見込まれていた状況と比較して評価する必要がある。したがって、実績と財政検証・財政再計算における将来見通しとの比較やその乖離分析を行うことが、財政状況を評価する上で重要である。

図表2-1-12 運用損益分を除いた単年度収支残

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金		公的年金制度全体
	旧三共済	旧農林年金	国民年金勘定				基礎年金勘定		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	17,492	150	△ 69	△ 363	5,239	390	3,606	285	26,730
12	△ 22,288	△ 664		297	△ 168	△ 22	698	136	△ 22,010
17	△ 71,123			△ 1,521	△ 6,082	△ 252	△ 6,967	△ 1,430	△ 87,375
18	△ 48,853			△ 2,031	△ 6,468	△ 228	△ 5,987	66	△ 63,500
19	△ 47,057			△ 2,726	△ 7,409	△ 11	△ 6,196	1,184	△ 62,215
20	△ 48,148			△ 3,457	△ 9,712	△ 232	△ 7,029	75	△ 68,504
21	△ 45,333			△ 3,300	△ 10,036	△ 103	△ 2,254	2,963	△ 58,063
22	△ 63,044			△ 3,266	△ 9,660	△ 282	2,388	5,553	△ 68,311

注1 決算の収入から「運用収入」、厚生年金・国民年金（国民年金勘定）の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いた額と、決算の支出から国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を除いた額の差を、「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。

注2 厚生年金の収支状況は、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注3 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

## (10) 積立金

平成22年度末の積立金は、簿価ベースで、厚生年金113兆4,604億円、国共済8兆1,822億円、地共済38兆3,658億円、私学共済3兆4,083億円、国民年金勘定7兆7,333億円、基礎年金勘定7,246億円であり、総額で171兆8,746億円となっている。一方、時価ベースでは、厚生年金114兆1,532億円、国共済8兆942億円、地共済36兆6,356億円、私学共済3兆3,733億円、国民年金勘定7兆7,394億円であり、総額で170兆7,203億円であった(図表2-1-13)。

なお、厚生年金の積立金には、厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。また、基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであり、毎年度同額が計上されている。

図表2-1-13 積立金の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金	国民年金 勘定					基礎年金 勘定		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	1,118,111	23,475	18,677	72,693	288,406	24,268	1,545,630	69,516	7,246	1,622,392
12	1,368,804		20,113	85,951	361,507	30,123	1,866,498	98,208	7,246	1,971,952
17	1,324,020 [1,403,465]			87,580 [91,690]	388,082 [412,945]	33,180 [34,730]	1,832,862 [1,942,829]	91,514 [96,766]	7,246	1,931,622 [2,046,842]
18	1,300,980 [1,397,509]			88,137 [92,162]	397,071 [420,246]	33,834 [35,563]	1,820,022 [1,945,481]	87,660 [93,828]	7,246	1,914,928 [2,046,554]
19	1,270,568 [1,301,810]			88,142 [88,958]	401,527 [398,579]	34,677 [34,328]	1,794,914 [1,823,675]	82,692 [84,674]	7,246	1,884,852 [1,915,595]
20	1,240,188 [1,166,496]			85,711 [82,145]	395,200 [362,067]	34,366 [31,523]	1,755,465 [1,642,231]	76,920 [71,885]	7,246	1,839,631 [1,721,362]
21	1,195,052 [1,207,568]			83,658 [83,230]	389,255 [376,161]	34,073 [33,963]	1,702,038 [1,700,921]	74,822 [75,079]	7,246	1,784,106 [1,783,247]
22	1,134,604 [1,141,532]			81,822 [80,942]	383,658 [366,356]	34,083 [33,733]	1,634,167 [1,622,563]	77,333 [77,394]	7,246	1,718,746 [1,707,203]
対前年度増減率(%)										
17	△ 3.8 [1.5]			0.6 [3.5]	2.0 [6.8]	3.4 [5.0]	△ 2.3 [2.8]	△ 5.6 [△ 0.4]	0.0	△ 2.5 [2.6]
18	△ 1.7 [△ 0.4]			0.6 [0.5]	2.3 [1.8]	2.0 [2.4]	△ 0.7 [0.1]	△ 4.2 [△ 3.0]	0.0	△ 0.9 [△ 0.0]
19	△ 2.3 [△ 6.8]			0.0 [△ 3.5]	1.1 [△ 5.2]	2.5 [△ 3.5]	△ 1.4 [△ 6.3]	△ 5.7 [△ 9.8]	0.0	△ 1.6 [△ 6.4]
20	△ 2.4 [△ 10.4]			△ 2.8 [△ 7.7]	△ 1.6 [△ 9.2]	△ 0.9 [△ 8.2]	△ 2.2 [△ 9.9]	△ 7.0 [△ 15.1]	0.0	△ 2.4 [△ 10.1]
21	△ 3.6 [3.5]			△ 2.4 [1.3]	△ 1.5 [3.9]	△ 0.9 [7.7]	△ 3.0 [3.6]	△ 2.7 [4.4]	0.0	△ 3.0 [3.6]
22	△ 5.1 [△ 5.5]			△ 2.2 [△ 2.7]	△ 1.4 [△ 2.6]	0.0 [△ 0.7]	△ 4.0 [△ 4.6]	3.4 [3.1]	0.0	△ 3.7 [△ 4.3]

注1 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。また、厚生年金基金が代行している部分の積立金を含まない。

注2 []内は、時価ベースである。

注3 厚生年金・国民年金の「時価ベース」は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人(17年度以前は旧年金資金運用基金)における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。

第2章◆財政状況

積立金の推移をみると、平成22年度は、簿価ベースで、厚生年金が5.1%減、国共済が2.2%減、地共済が1.4%減、私学共済が0.0%増、国民年金勘定が3.4%増であった。時価ベースでは、厚生年金5.5%減、国共済2.7%減、地共済2.6%減、私学共済0.7%減と被用者年金で減少した一方、国民年金勘定は3.1%増加した。

また、平成22年度末の各制度の積立金の資産構成は、図表2-1-14に示したとおりとなっており、資産構成は制度により違いが見られる。

図表2-1-14 各制度の資産構成 —平成22年度末—

区 分	厚生年金		国民年金	
	簿価ベース	時価ベース	簿価ベース	時価ベース
預託金		%		%
	4.3		6.8	
市場運用分	81.2		77.4	
〈市場運用分計 <sup>注2</sup> 〉	〈100.00〉		〈981,103〉	
国内債券	〈60.39〉			
国内株式	〈13.67〉			
外国債券	〈9.61〉			
外国株式	〈13.34〉			
短期資産	〈2.98〉			
財投債	14.5		15.8	
承継資産の累積利差損	—		—	
	(△27,908)		(△1,999)	
年度末積立金	承継資産の損益を含まない場合	100.0	100.0	
	承継資産の損益を含む場合	(1,169,440)	(79,393)	
	—		—	
	(1,141,532)		(77,394)	

区 分	国共済	
	簿価ベース	時価ベース
流動資産	1.9	1.9
現金・預金	0.8	0.8
未収収益・未収金等	1.1	1.1
固定資産	98.5	98.2
預託金	52.3	52.8
有価証券等	40.2	39.4
包括信託	40.2	39.4
(委託運用)	15.8	13.8
国内債券	1.6	1.6
国内株式	8.1	6.4
外国債券	1.1	0.9
外国株式	5.0	4.9
(自家運用)	24.4	25.6
国内債券	24.4	25.6
不動産	2.2	2.2
貸付金	3.8	3.8
流動負債等	△0.3	△0.3
年度末積立金	100.0	100.0
	(81,822)	(80,942)

区 分	地共済	
	簿価ベース	時価ベース
流動資産	4.9	5.1
現金・預金	3.8	4.0
未収収益・未収金等	1.1	1.1
固定資産	95.2	95.0
預託金	0.1	0.1
有価証券等	89.9	89.5
包括信託	79.7	78.5
有価証券	8.5	9.1
国内債券	6.0	6.7
国内株式	0.0	0.0
外国債券	0.8	0.7
外国株式	—	—
証券投資信託	0.1	0.1
有価証券信託	1.6	1.7
生命保険等	1.8	1.9
不動産	0.3	0.4
貸付金	4.9	5.1
流動負債等	△0.1	△0.1
年度末積立金	100.0	100.0
	(383,658)	(366,356)

区 分	私学共済	
	簿価ベース	時価ベース
流動資産	5.5	5.6
現金・預金	4.5	4.5
未収収益・未収金等	1.0	1.0
固定資産	94.8	94.7
預託金	—	—
有価証券等	81.7	81.5
包括信託	33.4	31.1
有価証券	48.3	50.4
国内債券	30.8	32.2
国内株式	—	—
外国債券	—	—
外国株式	—	—
証券投資信託	0.0	0.0
有価証券信託	17.4	18.1
生命保険等	—	—
不動産	1.6	1.6
貸付金	11.5	11.6
流動負債等	△0.3	△0.3
年度末積立金	100.0	100.0
	(34,083)	(33,733)

注1 厚生年金、国民年金の「預託金」「市場運用分」「財投債」の構成割合は、承継資産の損益を含まない場合の年度末積立金を100%としている。

注2 厚生年金、国民年金の市場運用は、年金積立金管理運用独立行政法人において厚生年金分、国民年金分、旧年金福祉事業団から承継した資産(承継資産)を合わせて一体として運用を行っており、これら全体の運用資産の構成割合を示している。

注3 ( )内は実額(単位:億円)である。

## 《参考》「時価ベース」について

年金数理部会では、平成14年度財政状況報告より、すべての公的年金制度について積立金等を時価評価した参考値（「時価ベース」）の報告を受けている。

平成14年度末以降の積立金については、すべての制度で時価ベースの値が算出されているが、各制度の時価評価の方法は図表2-1-15に示したとおりである。制度によって、細かな点で若干の違いはみられるものの、評価方法は概ねそろっているものと考えてよい。

なお、厚生年金・国民年金の「時価ベース」は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度以前は旧年金資金運用基金）における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものであり、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている<sup>注</sup>。

注 厚生年金と国民年金の積立金は、平成13年度から、厚生労働大臣が旧年金資金運用基金（平成18年度以降は年金積立金管理運用独立行政法人）に寄託し、同基金により市場運用されることとなった（寄託金の用途には、市場運用のほか、財投債の引受けもある。）。同基金は、旧年金福祉事業団が旧資金運用部から資金を借り入れて行っていた資金運用事業に係る資産も継承しており、寄託された積立金の市場運用部分と合同して、同様の方法で市場運用している。承継資産は年金積立金そのものではないが、この承継資産の運用実績をも広く積立金の運用実績と捉えた。寄託された資金と承継資産は時価評価される。なお、12年度までは、積立金は全額が旧大蔵省資金運用部（現財務省財政融資資金）に預託され（預託期間は原則7年）、運用収入は全額が預託金利子収入であった。13年度以降は、既に旧資金運用部に預託されていた分は預託の満期償還が完了するまでの間（平成20年度まで）、預託が経過的に継続された。

図表2-1-15 時価評価の方法（平成22年度末における評価方法）

厚生年金・国民年金	○ 市場運用分の国内債券、国内株式、外国債券、外国株式については年度末の市場価格（運用手数料控除後）、財投債については簿価（償却原価法）
国共済	○ 包括信託については年度末の市場価格、それ以外については簿価
地共済	○ 原則として、包括信託、国内債券、外国債券、国内株式、証券投資信託、有価証券信託、生命保険等については、年度末の市場価格 不動産、貸付金については、簿価
私学共済	○ 包括信託、国内債券、有価証券信託については年度末の市場価格、証券投資信託、不動産、貸付金については簿価

(11) 基礎年金制度の実績（確定値ベース）

基礎年金制度では、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計から特別国庫負担を除いたもの（以下「保険料・拠出金算定対象額」という。）を、各制度が人数割りで分担する仕組みとなっており、各制度から基礎年金勘定へ基礎年金拠出金が拠出される一方で、基礎年金勘定からは各制度へ基礎年金交付金が交付されている。

基礎年金交付金と基礎年金拠出金の動向を確定値ベース<sup>注</sup>で見たものが、図表2-1-16及び図表2-1-17である。

注 基礎年金拠出金、基礎年金交付金の確定値ベースとは、当該年度における保険料・拠出金算定対象額等の実績の値（確定値）を用いて算出した額のことである。基礎年金制度では、当該年度における保険料・拠出金算定対象額等の見込額を用いて算出した基礎年金拠出金、基礎年金交付金の概算額が拠出・交付され、その後、当該年度における確定額と概算額との差額が翌々年度に精算される仕組みとなっている。決算に計上される決算ベースの額は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計であり、基礎年金制度としての実績は確定値ベースでみるのが妥当である。

図表 2-1-16 基礎年金交付金の推移《確定値ベース》

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成7	25,986	2,347	615	2,167	5,206	297	36,619	31,507	68,126
12	24,234		547	2,077	4,724	239	31,822	25,588	57,410
17	18,923			1,638	3,563	180	24,304	18,583	42,887
18	17,395			1,543	3,350	168	22,455	17,197	39,653
19	16,241			1,438	3,181	147	21,007	15,896	36,903
20	15,178			1,344	2,963	135	19,620	14,766	34,385
21	15,244			1,247	2,781	123	19,395	13,765	33,160
22	13,864			1,150	2,559	112	17,685	12,358	30,043
対前年度増減率(%)									
17	△ 6.1			△ 5.3	△ 5.5	△ 6.3	△ 5.9	△ 6.9	△ 6.3
18	△ 8.1			△ 5.8	△ 6.0	△ 6.7	△ 7.6	△ 7.5	△ 7.5
19	△ 6.6			△ 6.8	△ 5.0	△ 12.1	△ 6.4	△ 7.6	△ 6.9
20	△ 6.5			△ 6.6	△ 6.8	△ 8.1	△ 6.6	△ 7.1	△ 6.8
21	0.4			△ 7.2	△ 6.1	△ 9.1	△ 1.1	△ 6.8	△ 3.6
22	△ 9.1			△ 7.7	△ 8.0	△ 9.0	△ 8.8	△ 10.2	△ 9.4

注 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

基礎年金交付金（確定値ベース）の推移をみると、基礎年金交付金が旧法年金に係る基礎年金相当給付費（みなし基礎年金給付費）に充てられるものであることから、各制度ともほぼコンスタントに減少を続けてきた。

一方、基礎年金拠出金（確定値ベース）については、基礎年金給付費が大幅に増加し続け、保険料・拠出金算定対象額が増加していることを反映し、各制度とも増

加傾向が続いているが、国民年金は、算定対象者割合の減少等を背景に、平成22年度には1.7%の減少となった。

図表 2-1-17 基礎年金拠出金の推移《確定値ベース》(特別国庫負担分を除く)

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	69,866	1,239	1,084	2,660	7,425	815	83,089	21,777	104,865
12	93,633		1,338	3,569	9,705	1,116	109,361	27,946	137,307
17	115,207			4,190	11,300	1,443	132,139	32,276	164,416
18	119,991			4,300	11,571	1,524	137,385	32,477	169,862
19	126,829			4,428	11,844	1,602	144,702	32,172	176,874
20	133,101			4,613	12,170	1,694	151,578	32,486	184,065
21	140,933			4,949	12,881	1,835	160,598	33,400	193,998
22	143,640			5,027	12,991	1,894	163,552	32,849	196,401
対前年度増減率(%)									
17	4.4			2.5	2.0	4.8	4.2	0.3	3.4
18	4.2			2.6	2.4	5.6	4.0	0.6	3.3
19	5.7			3.0	2.4	5.2	5.3	△ 0.9	4.1
20	4.9			4.2	2.8	5.7	4.8	1.0	4.1
21	5.9			7.3	5.8	8.3	6.0	2.8	5.4
22	1.9			1.6	0.9	3.2	1.8	△ 1.7	1.2

注 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

図表 2-1-18 は、基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計、特別国庫負担額、保険料・拠出金算定対象額、各制度の基礎年金拠出金算定対象者数の推移を確定値ベースでみたものである。これによると、保険料・拠出金算定対象額は毎年度増加しており、平成22年度は対前年度1.2%増であった。

保険料・拠出金算定対象額の各制度分担分(=当該制度の基礎年金拠出金)は、基礎年金拠出金算定対象者数で按分した額である。基礎年金拠出金算定対象者数とは、被用者年金の場合は当該被用者年金に係る第2号被保険者(20歳以上60歳未満の者に限る。)と第3号被保険者の人数の合計、国民年金の場合は第1号被保険者数(任意加入を含む。保険料納付者に限る。)<sup>注</sup>のことである。基礎年金拠出金算定対象者数は、平成17年度の第3号被保険者の特例届出の措置の影響等で増減したほかは、総じて減少傾向にあり、平成22年度は対前年度1.2%減であった。

注 国民年金に係る基礎年金拠出金算定対象者数は、保険料納付済月数を12で割ることで人数換算したものである。ただし、半額免除の場合は1/2月、平成18年7月に導入された多段階免除制度における4分の1免除、4分の3免除の場合はそれぞれ3/4月、1/4月として計上される。例えば、半額免除の者が1年間保険料を納付した場合には1/2人とカウントされる。

図表 2-1-18 基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計額、特別国庫負担額、基礎年金拠出金単価、基礎年金拠出金算定対象者数等の推移

○確定値ベース

年度	基礎年金給 付費と基礎 年金相当給 付費の合計 額 ①	特別国庫 負担額 ②	保険料・拠 出金算定対 象額 ①-②	基礎年金 拠出金 単価 ①-②/③/12	基礎年金拠出金算定対象者数							
					合計 ③	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金
						旧三共済	旧農林年金					
平成	億円	億円	億円	円	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	109,779	4,914	104,865	14,111	61,928	41,259	731	640	1,571	4,385	481	12,860
12	142,140	4,833	137,307	19,149	59,753	40,747		582	1,553	4,224	485	12,162
17	169,246	4,830	164,416	22,986	59,606	41,766			1,519	4,097	523	11,701
18	174,536	4,674	169,862	24,626	57,480	40,604			1,455	3,916	516	10,990
19	181,499	4,625	176,874	25,731	57,283	41,075			1,434	3,836	519	10,419
20	188,821	4,756	184,065	27,057	56,690	40,994			1,421	3,748	522	10,005
21	197,400	3,402	193,998	29,212	55,342	40,204			1,412	3,675	523	9,528
22	199,701	3,300	196,401	29,947	54,651	39,970			1,399	3,615	527	9,141

対前年度増減率 (%)												
17	3.3	△ 0.2	3.4	0.3	3.1	4.2			2.2	1.8	4.5	△ 0.0
18	3.1	△ 3.2	3.3	7.1	△ 3.6	△ 2.8			△ 4.2	△ 4.4	△ 1.4	△ 6.1
19	4.0	△ 1.0	4.1	4.5	△ 0.3	1.2			△ 1.4	△ 2.0	0.6	△ 5.2
20	4.0	2.8	4.1	5.2	△ 1.0	△ 0.2			△ 0.9	△ 2.3	0.5	△ 4.0
21	4.5	△ 28.5	5.4	8.0	△ 2.4	△ 1.9			△ 0.6	△ 2.0	0.3	△ 4.8
22	1.2	△ 3.0	1.2	2.5	△ 1.2	△ 0.6			△ 0.9	△ 1.6	0.7	△ 4.1

年度	基礎年金拠出金算定対象者数の構成比							
	合計	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金
		旧三共済	旧農林年金					
平成	%	%	%	%	%	%	%	
7	100.00	66.62	1.18	1.03	2.54	7.08	0.78	20.77
12	100.00	68.19		0.97	2.60	7.07	0.81	20.35
17	100.00	70.07			2.55	6.87	0.88	19.63
18	100.00	70.64			2.53	6.81	0.90	19.12
19	100.00	71.71			2.50	6.70	0.91	18.19
20	100.00	72.31			2.51	6.61	0.92	17.65
21	100.00	72.65			2.55	6.64	0.95	17.22
22	100.00	73.14			2.56	6.61	0.96	16.73

注1 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

注2 平成17年度は第3号被保険者の特例届出の措置が講じられたため、拠出金算定対象者数が1,472千人増加している。



## 2 被保険者の現状及び推移

## (1) 被保険者数 —地共済と国民年金で減少—

平成22年度末の被保険者数は、公的年金制度全体で6,826万人であり、うち、被用者年金制度の被保険者が3,883万人、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）が1,938万人、国民年金第3号被保険者が1,005万人であった（図表2-2-1）。

被用者年金では、厚生年金が3,441万人、国共済105万人、地共済288万人、私学共済48万人となっており、厚生年金が被用者年金全体の89%を占める。

平成22年度は、厚生年金、国共済、私学共済で増加しているが、地共済、国民年金第1号、第3号で減少しており、公的年金制度全体では0.7%の減少となった。

図表2-2-1 被保険者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	公的年金 制度全体	国民年金	
	旧三共済	旧農林年金	第1号						第3号	
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	32,808	467	509	1,125	3,339	400	38,648	69,952	19,104	12,201
12	32,192		467	1,119	3,239	406	37,423	70,491	21,537	11,531
17	33,022			1,082	3,069	448	37,621	70,447	21,903	10,922
18	33,794			1,076	3,035	458	38,363	70,383	21,230	10,789
19	34,570			1,058	2,992	464	39,084	70,066	20,354	10,628
20	34,445			1,053	2,946	472	38,916	69,358	20,007	10,436
21	34,248			1,044	2,908	478	38,677	68,738	19,851	10,209
22	34,411			1,055	2,878	485	38,829	68,258	19,382	10,046
対前年度増減率(%)										
17	1.6			△ 0.4	△ 1.3	1.5	1.3	0.2	△ 1.2	△ 0.6
18	2.3			△ 0.5	△ 1.1	2.1	2.0	△ 0.1	△ 3.1	△ 1.2
19	2.3			△ 1.7	△ 1.4	1.4	1.9	△ 0.5	△ 4.1	△ 1.5
20	△ 0.4			△ 0.4	△ 1.6	1.7	△ 0.4	△ 1.0	△ 1.7	△ 1.8
21	△ 0.6			△ 0.9	△ 1.3	1.3	△ 0.6	△ 0.9	△ 0.8	△ 2.2
22	0.5			1.1	△ 1.0	1.4	0.4	△ 0.7	△ 2.4	△ 1.6

注1 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

被保険者数の推移をみると、厚生年金は、平成20、21年度に減少していたものの、22年度には再び0.5%の増加となった。国共済は、平成12年度に地方事務官の組合員としての資格が地共済から国共済に変更されたことに伴い一時的に増加した以外は減少傾向が続いていたが、22年度には1.1%増加した。私学共済は一貫して増加しており、22年度で1.4%の増加であった。一方、地共済は一貫して減少しており、22年度で1.0%の減少であった。国民年金では、第1号被保険者は近年減少傾向にあり、第3号被保険者は一貫して減少している。

(2) 年齢－被用者年金の平均年齢は地共済が最も高く、国共済が最も低い－

平成22年度末の被保険者の平均年齢は、被用者年金では、地共済が最も高く43.9歳、次いで厚生年金42.3歳、私学共済41.8歳、国共済40.8歳の順となっている。

また、国民年金の第1号被保険者の平均年齢は39.5歳、第3号被保険者は43.1歳である。(図表2-2-2)

図表2-2-2 被保険者の年齢 ー平成22年度末ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					第1号	第3号
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
計	42.3	40.8	43.9	41.8	39.5	43.1
男性	43.1	41.8	44.8	47.1	38.7	47.2
女性	40.8	37.0	42.5	37.3	40.2	43.1
年齢分布(男女計)	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20歳未満	0.5	0.7	0.1	0.0	-	-
20～24歳	6.5	7.1	3.4	9.5	19.9	1.4
25～29歳	12.2	11.1	9.0	15.5	10.8	6.4
30～34歳	13.0	12.7	11.3	12.4	10.2	13.3
35～39歳	14.4	16.8	13.8	11.8	11.4	18.9
40～44歳	12.7	14.8	13.2	10.2	10.8	17.9
45～49歳	11.3	13.9	14.3	10.3	9.6	15.3
50～54歳	10.0	11.9	16.0	9.7	10.2	13.9
55～59歳	9.6	8.2	15.6	8.9	15.7	12.9
60～64歳	7.7	2.7	3.3	8.4	1.5	-
65歳以上	2.1	0.1	0.1	3.4	0.1	-

注1 国民年金の第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注2 厚生年金の男性には坑内員・船員を含む。

注3 平均年齢は、年度末の年齢(月数を考慮しないベース)を単純に平均した値に0.5を加算したベースの数値である。

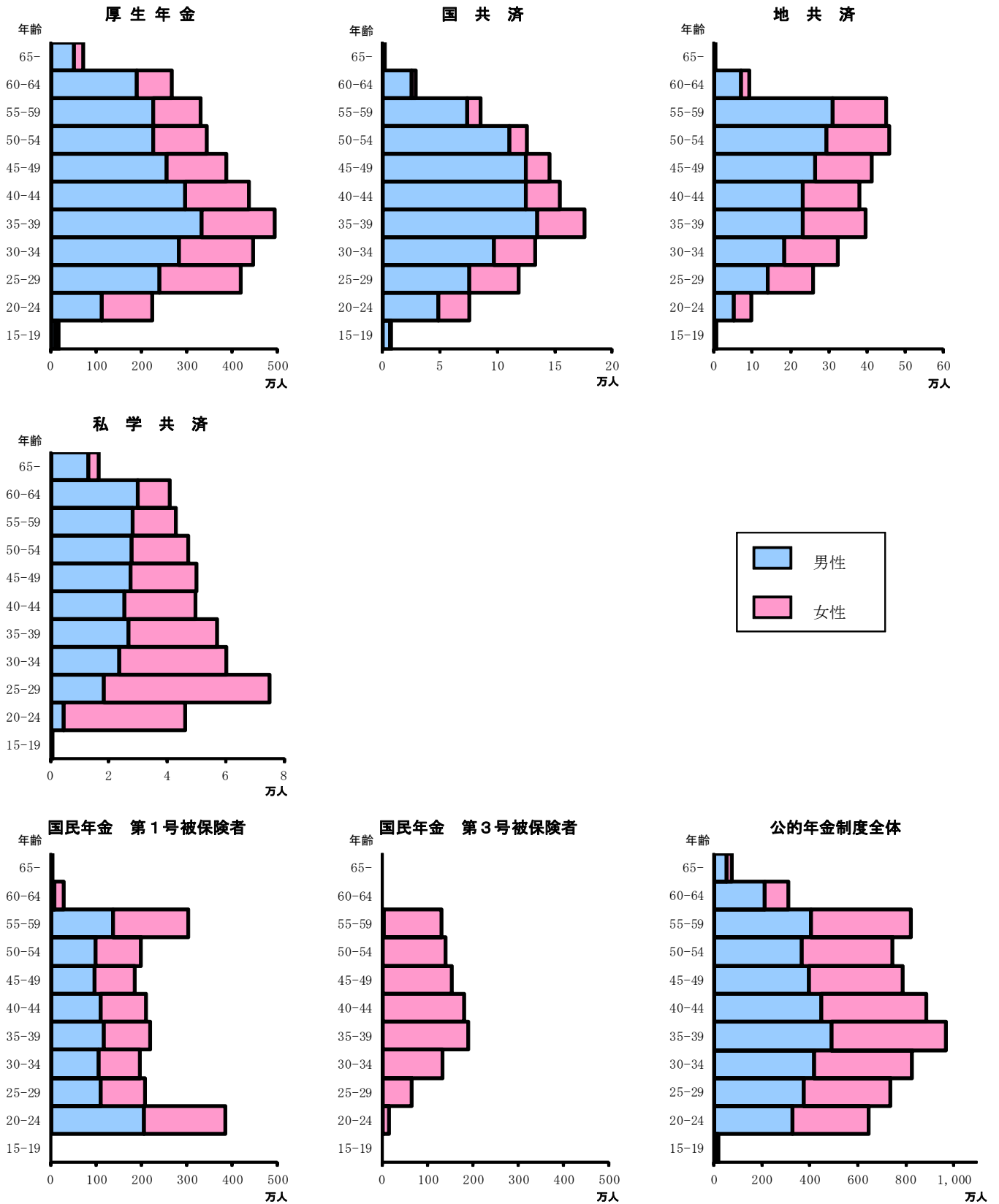
平成22年度末における各制度の被保険者の年齢分布をみると(図表2-2-2、2-2-3)、厚生年金と国共済では、ともに35～39歳の割合(厚生年金14.4%、国共済16.8%)が最も大きくなっている。

地共済は、45～59歳の年齢層の割合が他制度と比べて大きい一方、若い年齢層の割合が小さく、54歳以下で総じて年齢が若い方ほど割合が小さくなる分布となっている。

私学共済は、25～29歳の割合が15.5%と前後の年齢層に比べ突出しているほか、65歳以上が3.4%と他制度に比べて大きくなっている。特に女性の被保険者は若い年齢層に集中しており、35歳未満の人数が全体の5割を超えている。

国民年金第1号被保険者は被用者年金と異なる年齢分布を示しており、20～24歳が最も多く19.9%、次いで55～59歳の15.7%となっている。

図表 2-2-3 被保険者の年齢分布 —平成22年度末—



注 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

(3) 男女構成 —女性割合の多い私学共済、少ない国共済—

被保険者に占める女性の割合を平成22年度末でみると(図表2-2-4)、被用者年金では私学共済が53.9%と最も大きく、5割を超えている。一方、地共済と厚生年金は、それぞれ37.8%、35.4%で4割弱、国共済は最も低く21.7%である。

また、国民年金第1号被保険者の女性割合は48.8%である。

図表2-2-4 男女別被保険者数 —平成22年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	公的年金 制度全体	国民年金	
						第1号	第3号
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
計	34,411	1,055	2,878	485	68,258	19,382	10,046
男性	22,241	826	1,790	224	35,110	9,915	114
女性	12,170	229	1,088	261	33,147	9,467	9,932
女性 割合	%	%	%	%	%	%	%
	35.4	21.7	37.8	53.9	48.6	48.8	98.9

注 国民年金の第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

(4) 1人当たり標準報酬額(月額) —男女間の差が小さい国共済と地共済—

被用者年金について1人当たり標準報酬月額(賞与は含まない)を平成22年度末でみると(図表2-2-5)、最も高いのは地共済で43.2万円、次いで国共済40.9万円、私学共済36.7万円、厚生年金30.6万円の順となっている。なお、地共済の標準報酬月額は、地共済から報告を受けた「平均給料月額」が時間外勤務手当を始めとする諸手当を含まないベースのものであるので、他制度と比較するために1.25倍したものである(地共済は他の制度と異なり、「給料」で掛金や給付額を算定する仕組みとなっている。)

また、1人当たり標準報酬月額の男女間の差を、男性を100とする女性の水準によってみると、国共済、地共済の2制度がそれぞれ81.1、94.1であり、厚生年金の66.2、私学共済の67.6に比べて男女間の差が小さい。

図表 2-2-5 1人当たり標準報酬月額 —平成22年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	<305,715>	<408,814>	<431,808>	<367,359>
男性	<347,212>	<426,248>	<441,664>	<445,117>
女性	<229,876>	<345,864>	<415,591>	<300,763>
男性を100 とした女性 の水準	<66.2>	<81.1>	<94.1>	<67.6>

- 注1 「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。
- 注2 地共済の1人当たり標準報酬月額は、平均給料月額を標準報酬ベースに換算した（1.25倍）場合の額である。
- 注3 地共済の平均給料月額は男女計345,446円、男性353,331円、女性332,473円である。
- 注4 厚生年金の男性には坑内員・船員を含む。

次に、賞与も含めた総報酬ベースでの水準をみる。1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）、すなわち、総報酬ベースの標準報酬総額（年度間累計）を年度間平均被保険者数で除した額（月額）をみると（図表 2-2-6）、平成22年度では、地共済 55.7 万円、国共済 53.3 万円、私学共済 47.6 万円、厚生年金 35.9 万円の順となっており、標準報酬月額ベースと同様の状況になっている。

また、総報酬ベースの男性を 100 とした女性の水準は、標準報酬月額ベースに比べ、各制度とも若干低めとなっている。

図表 2-2-6 1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額） —平成22年度—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	円	円	円	円
計	358,838	532,662	556,707	475,929
男性	410,568	557,610	573,520	582,179
女性	264,493	442,166	529,066	384,849
男性を100 とした女性 の水準	64.4	79.3	92.2	66.1

- 注1 「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者1人当たり月額）である。
- 注2 厚生年金の男性には坑内員・船員を含む。

1人当たり標準報酬額（月額）の推移をみると（図表2-2-7）、平成22年度の総報酬ベースでの対前年度増減率は、厚生年金で0.1%減、国共済で1.2%減、地共済で2.1%減、私学共済で0.6%減となっており、すべての制度で減少している。

図表2-2-7 1人当たり標準報酬額(月額)の推移

年度 〈年度末〉	厚生年金		国共済	地共済	私学共済
	円	旧農林年金 円			
平成7	<307,530>	<277,620>	<379,903>	<424,225>	<343,239>
12	<318,688>	<295,153>	<410,007>	<458,066>	<366,349>
17	374,238		545,501	602,790	490,336
	<313,204>		<408,832>	<454,555>	<369,808>
18	373,849		545,429	599,560	486,689
	<312,703>		<409,598>	<450,818>	<368,611>
19	372,460		546,141	594,926	484,458
	<312,258>		<413,158>	<447,103>	<368,707>
20	370,810		548,284	587,220	482,658
	<312,813>		<415,247>	<440,923>	<369,017>
21	359,146		539,116	568,361	479,000
	<304,173>		<410,279>	<435,521>	<368,098>
22	358,838		532,662	556,707	475,929
	<305,715>		<408,814>	<431,808>	<367,359>

対前年度増減率(%)

17	△ 0.2	0.4	△ 0.1	△ 0.6
	<△ 0.2>	<0.6>	<△ 0.0>	<0.0>
18	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.5	△ 0.7
	<△ 0.2>	<0.2>	<△ 0.8>	<△ 0.3>
19	△ 0.4	0.1	△ 0.8	△ 0.5
	<△ 0.1>	<0.9>	<△ 0.8>	<0.0>
20	△ 0.4	0.4	△ 1.3	△ 0.4
	<0.2>	<0.5>	<△ 1.4>	<0.1>
21	△ 3.1	△ 1.7	△ 3.2	△ 0.8
	<△ 2.8>	<△ 1.2>	<△ 1.2>	<△ 0.2>
22	△ 0.1	△ 1.2	△ 2.1	△ 0.6
	<0.5>	<△ 0.4>	<△ 0.9>	<△ 0.2>

注1 平成17年度以降は「総報酬ベース」の数値であり、標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者1人当たり月額）である。

また、〈〉内は「標準報酬月額ベース」の数値であり、年度末における標準報酬月額の被保険者1人当たり平均である。

注2 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

注3 地共済の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

## (5) 標準報酬総額 ー国共済、地共済で減少ー

被用者年金の平成22年度の標準報酬総額（総報酬ベース・年度間累計）は、厚生年金149兆2,051億円、国共済6兆7,137億円、地共済19兆2,503億円、私学共済2兆7,788億円であった（図表2-2-8）。

標準報酬総額の推移をみると、平成22年度は、減少傾向にある国共済、地共済が1.9%減、3.1%減と、1人当たり標準報酬額の減少を反映し、引き続き減少した。一方、私学共済は一貫して増加傾向が続き、平成22年度に総報酬ベースで0.7%増となっているが、被保険者数の増加が1人当たり標準報酬額の減少を上回ったためである。厚生年金は、平成21年度に大きく減少したが、22年度は横ばいであった。

図表2-2-8 標準報酬総額の推移

年度	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
	旧三共済	旧農林年金					
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成7	<1,215,248>	<23,136>	<16,873>	<50,431>	<168,207>	<16,431>	<1,490,326>
12	<1,240,660>		<16,598>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<1,505,781>
17	1,487,083			70,654	222,616	26,495	1,806,849
	<1,242,451>			<52,733>	<167,237>	<19,845>	<1,482,266>
18	1,516,357			70,337	218,829	26,827	1,832,350
	<1,266,562>			<52,631>	<164,165>	<20,189>	<1,503,546>
19	1,548,385			69,827	213,998	27,109	1,859,319
	<1,295,378>			<52,262>	<160,286>	<20,486>	<1,528,412>
20	1,560,260			69,815	207,916	27,462	1,865,454
	<1,311,201>			<52,350>	<155,580>	<20,846>	<1,539,977>
21	1,492,011			68,463	198,596	27,600	1,786,670
	<1,271,939>			<51,945>	<151,471>	<21,094>	<1,496,450>
22	1,492,051			67,137	192,503	27,788	1,779,480
	<1,266,338>			<51,392>	<148,500>	<21,331>	<1,487,561>
対前年度増減率(%)							
17	1.3			△ 0.1	△ 1.5	0.9	0.9
	<1.3>			<0.3>	<△ 1.1>	<1.4>	<1.0>
18	2.0			△ 0.4	△ 1.7	1.3	1.4
	<1.9>			<△ 0.2>	<△ 1.8>	<1.7>	<1.4>
19	2.1			△ 0.7	△ 2.2	1.1	1.5
	<2.3>			<△ 0.7>	<△ 2.4>	<1.5>	<1.7>
20	0.8			△ 0.0	△ 2.8	1.3	0.3
	<1.2>			<0.2>	<△ 2.9>	<1.8>	<0.8>
21	△ 4.4			△ 1.9	△ 4.5	0.5	△ 4.2
	<△ 3.0>			<△ 0.8>	<△ 2.6>	<1.2>	<△ 2.8>
22	0.0			△ 1.9	△ 3.1	0.7	△ 0.4
	<△ 0.4>			<△ 1.1>	<△ 2.0>	<1.1>	<△ 0.6>

注1 年度間累計の額である。

注2 平成17年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注3 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

注4 地共済は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

3 受給権者の現状及び推移

(1) 受給権者数 —各制度とも増加が続く—

平成 22 年度末の受給権者数は、厚生年金 3,198 万人、国共済 118 万人、地共済 274 万人、私学共済 37 万人、国民年金 2,886 万人（新法基礎年金と旧法国民年金の合計）であった（図表 2-3-1）。この受給権者数は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有するなど 1 人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。また、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が 2 人いた場合、1 人分の遺族年金に対し受給権者数は 3 人となることにも留意が必要である。

これらの重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する者の数は、基礎年金番号を活用して算出すると 3,796 万人である。

図表 2-3-1 受給権者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	千人	旧三共済 千人	旧農林年金 千人				
平成 7	14,448	633	266.0	778	1,747	173.5	15,152
12	19,529		330.7	862	1,984	223.8	19,737
17	25,110			984	2,289	280.8	24,393
18	26,155			1,009	2,345	293.4	25,420
19	27,502			1,046	2,436	309.4	26,387
20	29,072			1,094	2,543	328.7	27,433
21	30,581			1,139	2,645	347.8	28,286
22	31,982			1,178	2,742	370.4	28,857
対前年度増減率(%)							
17	3.6			2.3	2.2	3.6	4.1
18	4.2			2.5	2.4	4.5	4.2
19	5.1			3.6	3.9	5.5	3.8
20	5.7			4.6	4.4	6.2	4.0
21	5.2			4.1	4.0	5.8	3.1
22	4.6			3.5	3.7	6.5	2.0

注1 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者も含まれている。



受給権者数の推移をみると（図表 2-3-1）、各制度とも増加傾向が続いている。受給権者数の対前年度増加率は、厚生年金、私学共済に比べ、国共済と地共済の増加率がやや低い傾向がみられる。

平成 22 年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では、私学共済が 6.5%増、厚生年金が 4.6%増、地共済が 3.7%増、国共済が 3.5%増となっている。また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の受給権者数は 2.0%増となっており、ここ数年、伸びが鈍化している。

### （受給者数）

年金が全額支給停止<sup>注</sup>されている者を除いた受給者数は、図表 2-3-2 のように推移している。その動向は、上でみた受給権者数の動向と概ね同じである。

注 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組みによって全額又は一部が支給停止となることがある。

図表 2-3-2 受給者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	13,621	-	257.7	-	1,680	157.8	14,751
12	18,074		319.6	837	1,913	206.7	19,304
17	23,156			956	2,206	259.2	23,954
18	24,043			980	2,253	272.6	24,968
19	25,226			1,016	2,325	287.0	25,925
20	26,684			1,059	2,426	305.2	26,949
21	28,141			1,105	2,520	322.9	27,787
22	29,433			1,144	2,613	344.7	28,343
対前年度増減率 (%)							
17	3.7			2.4	2.5	4.8	4.2
18	3.8			2.5	2.1	5.2	4.2
19	4.9			3.7	3.2	5.3	3.8
20	5.8			4.2	4.3	6.3	3.9
21	5.5			4.3	3.9	5.8	3.1
22	4.6			3.5	3.7	6.7	2.0

注1 厚生年金の平成7年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12年度は旧農林年金を含まない。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者も含まれている。

(2) 年金種別別にみた状況

受給権者を年金種別、すなわち

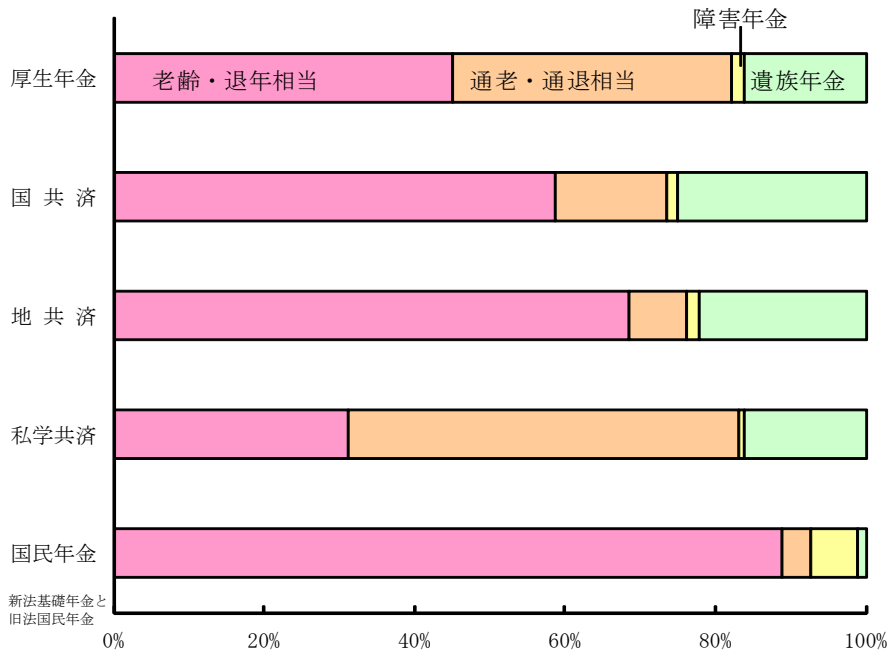
- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金（以下「老齢・退年相当<sup>注</sup>」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当<sup>注</sup>」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

注 「老齢・退年相当」とは、加入期間が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている（経過措置（現在は20年以上）及び中高齢の特例措置（15年以上）を含む）新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことで、「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。なお、国民年金の場合、新法老齢基礎年金のすべてが老齢相当ということになる。

受給権者の年金種別別構成割合をみると（図表 2-3-3、図表 2-3-4）、ほとんどの制度では老齢・退年相当の割合が最も多くなっているが、私学共済では通老・通退相当の割合が最も多いなど、制度によって特徴が見られる。

図表 2-3-3 受給権者の年金種別別構成 ー平成 22 年度末ー



図表 2-3-4 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数

—平成22年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	
受給権者数	千人	千人	千人	千人	千人	
計	31,982	1,178	2,742	370.4	28,857	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	691	1,882	115.8	25,642	
	通老・通退相当	11,856	176	207	192.4	1,086
障害年金	541	16	46	2.5	1,839	
遺族年金	5,171	295	606	59.7	291	
構成比	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	45.1	58.6	68.6	31.3	88.9
	通老・通退相当	37.1	14.9	7.6	51.9	3.8
障害年金	1.7	1.4	1.7	0.7	6.4	
遺族年金	16.2	25.0	22.1	16.1	1.0	
受給者数	千人	千人	千人	千人	千人	
計	29,433	1,144	2,613	344.7	28,343	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	13,399	672	1,812	100.2	25,424
	通老・通退相当	10,849	173	200	182.7	1,082
障害年金	377	10	24	2.3	1,717	
遺族年金	4,807	288	577	59.5	120	
構成比	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	45.5	58.8	69.3	29.1	89.7
	通老・通退相当	36.9	15.1	7.7	53.0	3.8
障害年金	1.3	0.9	0.9	0.7	6.1	
遺族年金	16.3	25.2	22.1	17.3	0.4	

注1 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者も含まれている。

**(厚生年金 ー老齢・退年相当が5割弱、通老・通退相当が4割弱ー)**

受給権者数の年金種別別構成は、厚生年金では、老齢・退年相当が45.1%と最も多く、次いで通老・通退相当が37.1%となっている。遺族年金は16.2%で、私学共済と同程度の割合である。また、障害年金の割合は1.7%で、きわめて少ない。

**(国共済と地共済 ー老齢・退年相当が6～7割、通老・通退相当が少ないー)**

国共済、地共済では、老齢・退年相当がそれぞれ58.6%、68.6%となっており、他制度に比べて多い。また、通老・通退相当の占める割合は、それぞれ14.9%、7.6%でしかなく、厚生年金(37.1%)、私学共済(51.9%)に比べて小さい。

国共済と地共済は、加入期間の長い者の割合が他の被用者年金に比べて高く、例えば、老齢・退年相当の平均加入期間をみても、厚生年金394ヶ月、私学共済387ヶ月に対して、国共済425ヶ月、地共済421ヶ月と長くなっている。

**(私学共済 ー通老・通退相当が5割を占める、老齢・退年相当は3割ー)**

私学共済は、老齢・退年相当が31.3%であるのに対し、通老・通退相当が51.9%となっている。通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっており、特徴的である。

**(国民年金 ー老齢・退年相当が9割弱、遺族年金が少ないー)**

国民年金では、老齢・退年相当が88.9%で、全体の9割弱を占めている。

また、遺族年金が1.0%と被用者年金に比べて少なく、障害年金(6.4%)よりも少ない水準である。国民年金の遺族基礎年金<sup>注</sup>が基本的には18歳未満の子<sup>注</sup>又は18歳未満の子を有する妻にしか支給されないのに対し、被用者年金の遺族年金は死亡した老齢年金受給権者の配偶者にも原則として受給権が与えられることから、このような違いが生じているものと考えられる。

注 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるがウェイトは小さい。また、18歳未満の子とは正しくは18歳に到達した年度の末日までにある子又は20歳未満の障害等級の1級・2級の障害の状態にある子のことである。

## (3) 年金総額

平成22年度末の年金総額（受給権者の年金額の総額）は、厚生年金27兆4,359億円、国共済1兆7,852億円、地共済4兆8,727億円、私学共済3,208億円、国民年金18兆8,595億円（新法基礎年金と旧法国民年金）であった（図表2-3-5）。国民年金の18兆8,595億円には、旧法被用者年金の基礎年金相当分（旧法年金のいわゆる1階部分）は含まれない。公的年金制度全体で53兆2,741億円である。

図表2-3-5 年金種別別にみた年金総額 —平成22年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金	
						新法基礎年金と旧法国民年金	公的年金制度全体
受給権者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
計	274,359	17,852	48,727	3,208	344,146	188,595	532,741
老齢・退職年金	老齢・退年相当	193,121	13,104	38,053	2,123	246,401	414,186
	通老・通退相当	25,399	360	762	612	27,132	29,534
障害年金	4,464	195	621	27	5,308	16,254	21,561
遺族年金	51,376	4,188	9,291	445	65,300	2,155	67,455
構成比	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	70.4	73.4	78.1	66.2	71.6	77.7
	通老・通退相当	9.3	2.0	1.6	19.1	7.9	5.5
障害年金	1.6	1.1	1.3	0.8	1.5	4.0	
遺族年金	18.7	23.5	19.1	13.9	19.0	12.7	
受給者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
計	258,761	17,385	46,906	2,908	325,960	185,352	511,311
老齢・退職年金	老齢・退年相当	182,347	12,802	36,881	1,865	233,894	400,461
	通老・通退相当	23,567	346	729	575	25,216	27,610
障害年金	2,995	123	345	24	3,486	15,232	18,718
遺族年金	49,853	4,110	8,951	444	63,358	1,159	64,517
構成比	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	70.5	73.6	78.6	64.1	71.8	78.3
	通老・通退相当	9.1	2.0	1.6	19.8	7.7	5.4
障害年金	1.2	0.7	0.7	0.8	1.1	3.7	
遺族年金	19.3	23.6	19.1	15.3	19.4	12.6	

注1 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

全額支給停止されている年金を外した受給者ベースで見ると、公的年金制度全体の年金総額は51兆1,311億円となる。受給者ベースの年金総額は、一部が支給されている年金については、停止前の年金額を足し合わせたものである。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、そのすべてが支給されているわけではない。

年金種別別の年金総額（受給権者ベース）の割合をみると、各制度とも老齢・退年相当が最も多くなっている。老齢・退年相当の割合は、厚生年金、国共済、地共済が70%台であるのに対し、国民年金が9割弱と多い。一方、私学共済は66.2%と他制度に比べて少なくなっており、代わりに通老・通退相当が19.1%で、他制度に比べ多くなっている。また、被用者年金では遺族年金が14～24%に対し障害年金が2%未満という状況であるが、国民年金では遺族年金が1.1%と小さく、障害年金が8.6%となっている。

なお、受給権者の年金総額の推移は、図表2-3-6に示すとおりである。

図表2-3-6 受給権者の年金総額の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金		公的年金制度全体
						新法基礎年金と旧法国民年金		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	183,438	16,845	40,053	1,922	242,258	79,731		321,989
12	223,292	17,557	43,257	2,432	286,539	118,360		404,898
17	253,435	17,621	45,471	2,803	319,330	153,501		472,831
18	256,032	17,634	45,785	2,888	322,340	161,000		483,339
19	258,382	17,588	46,177	2,946	325,093	168,545		493,638
20	264,550	17,725	47,179	3,035	332,490	176,689		509,179
21	270,481	17,919	48,274	3,142	339,816	183,568		523,385
22	274,359	17,852	48,727	3,208	344,146	188,595		532,741
対前年度増減率(%)								
17	1.7	0.2	1.0	2.7	1.6	5.2		2.7
18	1.0	0.1	0.7	3.0	0.9	4.9		2.2
19	0.9	△ 0.3	0.9	2.0	0.9	4.7		2.1
20	2.4	0.8	2.2	3.0	2.3	4.8		3.1
21	2.2	1.1	2.3	3.5	2.2	3.9		2.8
22	1.4	△ 0.4	0.9	2.1	1.3	2.7		1.8

注1 厚生年金の平成7、12年度は旧農林年金を含まない。また、平成7年度についても旧三共済が含まれている。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

## (4) 老齢・退年相当の受給権者

老齢・退年相当について、受給権者の男女構成、平均年齢、平均年金月額などの状況をみる。平成22年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、厚生年金1,441万人、国共済69万人、地共済188万人、私学共済12万人、国民年金2,564万人（新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金受給権者数）であった（図表2-3-7）。

老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、被用者年金では私学共済が最も大きく39.2%、次いで地共済33.4%、厚生年金31.5%、国共済16.4%の順となっている。国民年金は56.6%である。

平均年齢は、各制度とも71～75歳程度である。私学共済が71.3歳で最も低く、国民年金が74.7歳で最も高くなっている。

なお、表中、「老齢基礎年金等受給権者数28,019千人」とあるのは、老齢・退職年金の受給権を有する65歳以上の者（ただし老齢基礎年金の繰上げ受給を選択している65歳未満の者も含む。）の人数である。これは、老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の65歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

図表2-3-7 老齢・退年相当の受給権者数、平均年齢 —平成22年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者数 計	千人 14,413	千人 691	千人 1,882	千人 115.8	千人 25,642	千人 28,019
男性	9,874	578	1,253	70.4	11,120	〔老齢基礎 年金等受 給権者数〕
女性	4,539	113	629	45.3	14,522	
女性割合(%)	31.5	16.4	33.4	39.2	56.6	
平均年齢 計	歳 71.5	歳 73.7	歳 72.6	歳 71.3	歳 74.7	
男性	71.0	73.4	72.4	70.7	73.7	
女性	72.5	75.1	73.0	72.2	75.4	

注1 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者も含まれている。

注2 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加算したベースの数値である。

(平均年金月額)

平均年金月額<sup>注</sup>（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表 2-3-8）、地共済が最も高く 20.5 万円、次いで国共済 19.6 万円、私学共済 19.2 万円、厚生年金 15.0 万円（厚生年金基金代行分も含む）の順となっている。

注 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項を参照のこと。

平均年金月額の比較に際しては、

- ①共済年金は、厚生年金に比べて、報酬比例部分に係る給付乗率が、いわゆる「職域部分に相当する分」高くなっていること
  - ②平均加入期間が長いと平均年金月額が高くなること
  - ③女性は男性に比べ平均年金月額が低いため、女性の受給権者数の割合が大きいと男女計でみた平均年金月額が低くなること
- 等に留意する必要がある。

図表 2-3-8 老齢・退年相当の平均年金月額 —平成 22 年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	150,406	195,812	204,688	191,642	54,529	
男性	171,702	200,449	215,161	211,409	59,320	
女性	104,085	172,168	183,815	161,033	50,860	
女(男=100)	60.6	85.9	85.4	76.2	85.7	
平均加入期間	月	月	月	月	月	
計	394	425	421	387	353	
男性	433	428	435	398	392	
女性	308	406	393	369	322	
繰上・繰下等除く平均年金月額 <sup>注2</sup> (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	
計	162,436	216,776	224,765	212,883	58,146	5.8万円

注1 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

注2 ○繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。

○特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く。

○ただし、国民年金については、減額支給されたものを除いた平均年金月額である。

注3 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。



平均年金月額の計算に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者
- ・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者（65歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、平成13年度から定額部分の支給開始年齢の順次引上げ（報酬比例部分は従来どおり60歳支給開始）が始まっている。）

を除くと、地共済 22.5 万円、国共済 21.7 万円、私学共済 21.3 万円、厚生年金 16.2 万円（厚生年金基金代行分も含む）となる。

新法老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げを除いたものが平均 5.8 万円となる。なお、繰上げ・繰下げ支給を選択した老齢基礎年金受給権者に係る分も含め、さらに旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分も含めると 5.5 万円（表中「54,529 円」）である。

#### （女性の平均年金月額　－男女間の差が小さい国共済、地共済－）

女性の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表 2-3-8）、厚生年金は 10.4 万円であり男性（17.2 万円）の 60.6% とほぼ 6 割弱の水準であるのに対し、国共済は 17.2 万円であり男性（20.0 万円）の 85.9% の水準、地共済は 18.4 万円であり男性（21.5 万円）の 85.4% の水準と、男女間の差が小さい。これは、国共済や地共済では、加入期間や 1 人当たり標準報酬月額 of 男女間の差が小さいためと考えられる。

(1人当たり保険料と平均年金月額)

被用者年金において、被保険者の1人当たり保険料（総報酬ベース・月額）と老齢・退年相当の受給権者の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）を比較したものが図表2-3-9である。

ここでは、被保険者の1人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額）に、保険料率（平成22年9月）を乗じて得た額を、1人当たり保険料としている。

平成22年度でみると、厚生年金では、被保険者が1人当たり5.8万円の保険料を拠出している（事業主負担分含む）のに対し、受給権者が平均で15.0万円の年金を受け取っている状況である。国共済、地共済は、それぞれ、被保険者1人当たり8.3万円、8.6万円の保険料を拠出しているのに対し、受給権者が平均で19.6万円、20.5万円の年金を受け取っており、厚生年金に比べ、保険料、年金額ともに多くなっている。また、私学共済は、被保険者1人当たり6.0万円の保険料を拠出しているのに対し、受給権者の平均年金月額は19.2万円となっている。

図表2-3-9 1人当たり保険料と平均年金月額（老齢・退年相当）

－平成22年度、平成22年度末－

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
○被保険者				
1人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・月額) ①	358,838 円	532,662 円	556,707 円	475,929 円
保険料率 (平成22年9月) ②	16.058 %	15.508 %	15.508 %	12.584 %
1人当たり保険料 (総報酬ベース・月額) ①×②	57,622 円	82,605 円	86,334 円	59,891 円
○老齢・退年相当の受給権者				
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	150,406 円	195,812 円	204,688 円	191,642 円
平均加入期間	394 月	425 月	421 月	387 月

**(本来支給、特別支給の平均年金月額)**

老齢・退年相当の平均年金月額について、更に詳細な状況を見る。

老齢・退職年金については、65歳が法律の本則上の支給開始年齢とされ、経過的に、60歳以上65歳未満には特別支給の老齢厚生（退職共済）年金が支給されている。平成6年の制度改正により、特別支給の定額部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられたが、平成13年度以降、その対象者が年金を受給し始めている（用語解説の図3を参照）。こうした状況を見たのが図表2-3-10である。

今後の年金の主要部分と考えられる新法における65歳以上の本来支給分の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）は、平成22年度末で厚生年金16.7万円、国共済21.5万円、地共済22.2万円、私学共済22.0万円となっており、老齢・退年相当全体の平均よりも高くなっている。

65歳未満までの新法特別支給分についてみると、64歳では、厚生年金が15.4万円、国共済が20.5万円、地共済が21.0万円、私学共済が18.4万円となっており、本来支給分（老齢基礎年金分を含む）より若干低い水準である。

一方、60歳～63歳については、64歳以上に比べ平均年金月額が低くなっている。これは、平成13年度から定額部分の支給開始年齢が順次引き上げられていることによるものであり、平成22年度中に60～63歳に到達する者（厚生年金の女性は60～61歳）、すなわち22年度末に60歳～63歳であるこれらの者について、定額部分のない報酬比例部分のみの年金となっていることが反映している。なお、これらの者については、定額部分の支給開始年齢に到達した後は定額部分も含めた年金が支給されることとなる。

図表 2-3-10 老齢・退年相当の平均年金月額（詳細版） —平成22年度末—  
（単位：円）

男女合計		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		111,656 〔150,406〕	158,062 〔195,812〕	168,480 〔204,688〕	152,827 〔191,642〕	
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満	167,483	91,346	125,492	
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	82,497 〔…〕	119,330 〔120,052〕	131,301 〔131,337〕	115,361 〔115,361〕
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	85,234 〔…〕	123,529 〔124,650〕	135,032 〔135,075〕	116,373 〔116,373〕
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	101,549 〔…〕	123,995 〔124,836〕	145,639 〔147,245〕	117,837 〔118,043〕
		63歳 〔基礎年金分を含む〕	103,610 〔…〕	124,814 〔125,546〕	146,108 〔147,679〕	118,570 〔118,778〕
		64歳 〔基礎年金分を含む〕	154,203 〔…〕	204,780 〔205,215〕	209,621 〔210,421〕	183,821 〔183,959〕
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	107,773 〔167,294〕	150,652 〔214,633〕	158,580 〔222,237〕	161,324 〔220,335〕
		旧法部分	160,353	198,356 162,604	228,234 145,834	173,673 137,583

男性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		130,815 〔171,702〕	161,936 〔200,449〕	176,280 〔215,161〕	170,760 〔211,409〕	
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満	178,736	95,325	144,836	
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	96,928 〔…〕	122,123 〔122,920〕	135,760 〔135,814〕	126,747 〔126,747〕
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	100,120 〔…〕	126,328 〔127,568〕	139,795 〔139,858〕	128,609 〔128,609〕
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	102,773 〔…〕	126,795 〔127,687〕	155,171 〔156,925〕	129,477 〔129,636〕
		63歳 〔基礎年金分を含む〕	106,519 〔…〕	127,667 〔128,445〕	155,810 〔157,531〕	130,347 〔130,557〕
		64歳 〔基礎年金分を含む〕	177,843 〔…〕	211,043 〔211,502〕	223,301 〔224,173〕	204,015 〔204,134〕
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	129,575 〔191,322〕	155,015 〔219,320〕	168,462 〔233,124〕	181,943 〔242,368〕
		旧法部分	207,815	206,231 164,843	245,235 166,415	206,671 147,869

女性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		69,984 〔104,085〕	138,306 〔172,168〕	152,931 〔183,815〕	124,968 〔161,033〕	
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳未満	64,729	78,382	108,163	
		60歳 〔基礎年金分を含む〕	46,686 〔…〕	102,041 〔102,312〕	122,735 〔122,735〕	95,664 〔95,664〕
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	47,030 〔…〕	104,728 〔105,075〕	125,162 〔125,162〕	95,307 〔95,307〕
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	98,424 〔…〕	105,299 〔105,802〕	125,368 〔126,657〕	96,360 〔96,651〕
		63歳 〔基礎年金分を含む〕	96,133 〔…〕	105,695 〔106,117〕	125,391 〔126,640〕	96,750 〔96,943〕
		64歳 〔基礎年金分を含む〕	92,532 〔…〕	164,390 〔164,677〕	181,677 〔182,330〕	146,917 〔147,092〕
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	58,073 〔112,518〕	127,301 〔189,465〕	134,875 〔196,149〕	127,356 〔184,195〕
		旧法部分	109,954	172,804 92,407	209,954 119,072	160,479 129,497

注1 [ ]内は基礎年金額の推計値を加算した平均年金額である。なお、60～64歳については、定額部分の支給開始年齢引上げに伴い、老齢基礎年金の一部繰上げをしている者がいる。

注2 共済の「新法部分」は、みなし従前額保障を適用される者を除いた数値である。

注3 共済の「旧法部分」は、  
上段が、旧法適用かつ通年方式で算定されている者  
下段が、旧法適用かつ一般方式で算定されている者及びみなし従前額保障を適用される者  
についての数値である。

## (平均年金月額の推移)

老齢基礎年金分を含む平均年金月額の推移をみると（図表 2-3-11）、被用者年金では、平成 22 年度の対前年度増減率が、厚生年金 2.2%減、国共済 1.8%減、地共済 2.4%減、私学共済 2.0%減となり、引き続き各制度で減少した。

一方、国民年金の平均年金月額（新法老齢基礎年金と旧国民年金の老齢年金の平均）は増加を続けており、平成 22 年度は対前年度 0.5%の増加で、54,529 円となった。

また、老齢基礎年金分を含まない平均年金月額をみると、被用者年金では減少傾向が続いている。

図表 2-3-11 平均年金月額の推移 —老齢・退年相当—

○老齢基礎年金分を含む

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	円	円	円	円	円
7	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
12	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
17	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
18	162,772	207,965	220,875	206,467	53,202
19	158,104	203,697	215,310	200,803	53,552
20	155,766	200,860	212,228	197,468	53,936
21	153,809	199,392	209,745	195,534	54,258
22	150,406	195,812	204,688	191,642	54,529
対前年度増減率(%)					
17	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	0.2	0.9
18	△ 1.4	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.5	0.5
19	△ 2.9	△ 2.1	△ 2.5	△ 2.7	0.7
20	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.7	0.7
21	△ 1.3	△ 0.7	△ 1.2	△ 1.0	0.6
22	△ 2.2	△ 1.8	△ 2.4	△ 2.0	0.5

注1 厚生年金の平成7年度は、旧三共済分は含むが、旧三共済に係る基礎年金額は含まない。また、平成7、12年度は旧農林年金を含まない。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

(図表 2-3-11 続き)

○老齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	円	円	円	円
7	155,814	206,265	221,687	202,671
12	149,564	196,201	210,629	192,790
17	131,132	176,827	190,441	172,474
18	127,147	174,100	187,034	169,826
19	121,361	168,702	180,622	163,446
20	117,934	164,784	176,538	159,289
21	115,293	162,325	173,490	156,894
22	111,656	158,062	168,480	152,827
対前年度増減率(%)				
17	△ 1.7	△ 1.3	△ 1.2	△ 0.9
18	△ 3.0	△ 1.5	△ 1.8	△ 1.5
19	△ 4.6	△ 3.1	△ 3.4	△ 3.8
20	△ 2.8	△ 2.3	△ 2.3	△ 2.5
21	△ 2.2	△ 1.5	△ 1.7	△ 1.5
22	△ 3.2	△ 2.6	△ 2.9	△ 2.6

注 厚生年金の平成7、12年度は旧農林年金を含まない。

(平均加入期間 ー各制度とも伸長、特に国民年金で大きな伸びー)

次に、平均年金月額の変動に影響を与える平均加入期間の変動をみる(図表 2-3-12)。

平成 22 年度末の老齢・退年相当の平均加入期間は、厚生年金 394 ヶ月、国共済 425 ヶ月、地共済 421 ヶ月、私学共済 387 ヶ月、国民年金 353 ヶ月となっており、国共済と地共済で長くなっている。

平均加入期間の推移をみると、各制度とも、年々長くなってきている。特に国民年金は、近年で年 5~8 ヶ月の増加となっており、平成 22 年度は 353 ヶ月と、平成 7 年度の 241 ヶ月に比べて 15 年間で 112 ヶ月も伸びている。一方、被用者年金では、伸びの大きい厚生年金、私学共済でも年 2~3 ヶ月程度の伸びである。また、国共済と地共済の伸びは、厚生年金などに比べて小さくなっている。

図表 2-3-12 平均加入期間の推移 — 老齢・退年相当 —

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と 旧法国民年金	
平成	月	月	月	月	月	
7	347	410	405	353	241	
12	364	413	410	366	284	
17	380	420	415	378	322	
18	382	421	416	381	329	
19	385	422	418	382	336	
20	388	423	419	384	342	
21	391	424	420	385	348	
22	394	425	421	387	353	
対前年度増減差						
17	3	1	1	2	8	
18	2	1	1	3	7	
19	3	1	1	1	7	
20	3	1	1	2	6	
21	3	1	1	1	6	
22	2	1	1	2	5	

注1 厚生年金の平成7、12年度は旧農林年金を含まない。

注2 国民年金の新法基礎年金には、第1号被保険者期間がない者に係る分も含まれている。

### (平均年金月額の減少要因)

被用者年金の平均年金月額は、平均加入期間が伸長するものの、最近では減少傾向を示していることになるが、その要因として次のことが考えられる。

#### ①給付乗率

- ・ 給付乗率の小さい年金が年々加わってくること。

※給付乗率は、昭和2年4月1日以前生まれの1000分の7.308から昭和21年4月2日以後生まれの者の1000分の5.481まで、生年月日に応じて徐々に小さくなるように定められている。

#### ②物価スライド

- ・ 平成15、16、18年度については、年金の物価スライドがそれぞれ0.9%、0.3%、0.3%の引下げであったこと。

#### ③定額部分の支給開始年齢の引上げ

- ・ 平成13年度については、13年度中に60歳に到達する男性（共済年金では女性を含む）から、特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられており、13年度末ではそれらの者について定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること。

※平成 14、15 年度については、当該年度中に 60 歳に到達する男性（共済年金では女性を含む）の定額部分の支給開始年齢がそれぞれ 61 歳、62 歳となっているが、年度末に 60 歳の者（厚生年金は男性のみ）について定額部分のない年金になっているという状況は 13 年度と同じであり、平均年金月額減少要因となっていない。

- 同様に、平成 16 年度については、16 年度中に 61 歳に到達する男性（共済年金では女性を含む）から、定額部分の支給開始年齢が 62 歳に引き上げられ、新たに 61 歳の男性（共済年金の女性含む）も報酬比例のみの年金になったこと。また、平成 19 年度、22 年度については、19 年度、22 年度中にそれぞれ 62 歳、63 歳に到達する男性（共済年金では女性を含む）から、定額部分の支給開始年齢が 63 歳、64 歳に引き上げられたこと。
- 厚生年金の平成 18 年度については、18 年度中に 60 歳に到達する女性から、定額部分の支給開始年齢が 61 歳に引き上げられたこと。同様に、厚生年金の平成 21 年度については、21 年度中に 61 歳に到達する女性から、定額部分の支給開始年齢が 62 歳に引き上げられたこと。